日法聖人文書の研究（三）

――光長寺蔵『要文集』（『山門申状』）と『佛法傳來記』（『仏法渡次第記』）の真の筆者、題名と伝来について――

原井慈鳳

一、はじめに
二、『要文集』『佛法傳來記』に関する問題点の所在
三、『要文集』『佛法傳來記』に於ける筆蹟再点検
㈠ 『要文集』と筆蹟が類似すると指摘される宗祖御書と日法聖人筆蹟
㈡ 『要文集』中に宗祖御真蹟か否か疑問の文字を拾う
㈢ 『要文集』『佛法傳來記』の注目すべき文字群に於ける宗祖と日法聖人の筆蹟比較（五十音順）
A 安の文字比較　B 意の文字比較　C 院の文字比較　D 我の文字比較　E 既の文字比較
F 作の文字比較　G 地の文字比較　H 如の文字比較　I 年の文字比較　J 非の文字比較
K 蘿羅の文字比較
四、『要文集』『佛法傳來記』の真の筆者、題名と伝来
㈠ 『要文集』の記述を引用した日法聖人文書

㈡ 『要文集』の真の筆者、題名と伝来とは

㈢ 『佛法傳來記』の真の筆者、題名と伝来とは

五、結　び

一、はじめに

平成四年、大本山光長寺蔵『要文集』（『山門申状』）及び『佛法傳來記』（『仏法渡次第記』）の両書は宗祖御真蹟である事を確認したとして立正大学中尾堯教授の調査結果が公表された事は広く知られ[1]、多くの研究者に影響を与えた。その折『山門申状』の名称も問題視され『叡山奏状』の写本として『山門奏状』とすべきである[2]という御見解であった。（『要文集』『佛法傳來記』は各々現状巻子本の題簽の題名）

当時「今世紀の最後を飾る発見」として[3]光長寺所蔵文書が俄然注目される所となった。

大本山光長寺に於ては昭和六十三年以来「日法聖人御所持本調査委員会」が発足しており、日法聖人御所持本の調査の嚆矢として平成二年四月には『御法門御聞書』が刊行された。寺宝調査が前進しつつある時点であり、従って『山門奏状』に関する中尾教授の発表には本山当局は勿論、日法聖人御所持本調査委員会の一員に連った筆者も感動し耳目を欹てた。

それ以前の『要文集』（『山門申状』）の評価に曲折があった事も事実である。光長寺蔵、明和の宝物台帳『光長寺霊宝扣』には「日法上人御筆」に分類されて来たが大正十五年八月八日、「聖祖御眞筆ニ相違無キヲ以テ改ム五十七世日舜（花押）」と加筆あり、これに先だつ大正四年十一月、稲田海素氏が『要文集』写本の折、同本を宗祖御真蹟と断ぜられた記録も知られている。但し、立正大学日蓮教学研究所の御遺文台帳に登載されておらず、公式記録に認定されていなかった為、新発見の史料として注目されたものである。

『佛法傳來記』は明和の『宝物扣』には『日本佛法傳來記』とあり、宗祖真蹟の中に分類されてきた。稲田海素

光長寺蔵『要文集』（『山門申状』）

氏は『大崎学報』八九号（昭和十一年）『祖書鑽仰史談』中の記事で日法聖人写本として分類された事も注目しておきたい。昭和四十九年、光長寺宝物管理委員会のラベルには「日法筆ならんか」の加筆があり、やはり疑問を残して来た。

このように真の筆者については見解に混乱があったが中尾教授の発表により両書に結論が出された形となり、当宗の側より「史料紹介」として興隆学林、小西徹龍教授が「光長寺蔵『山門奏状』について」と題する論文を発表された。[4] 更には「光長寺蔵『佛法傳來記』について」と題する論文を近年発表された。[5] いづれも宗門史料として書誌学的考察と本文紹介、関連資料を詳述され両書公開は研究者に高く評価されている。

その論文で両書について「筆者は宗祖、成立年代は文永六、七年頃である」との中尾教授の見解を受容され、[6] 光長寺文書の一角に定説が確立したかの感を抱きつつ年月を経過した。平成五年より八年間、筆者は宗門行政の役職を拝命し光長寺文書拝読の時間的制約を余儀なくされたが、

『要文集』の筆蹟と『佛法傳來記』の筆蹟については予てより宗祖ご真蹟の説に聊かの疑義を捨て切れず今日に至った。日法聖人の筆蹟を拝読して年月を経るに従い独特の筆法に注目せねばならないと特に近年気づいたからである。

しかし確たる論拠を有せずして軽率な見解を述べ徒らに混乱を生ずる事は慎まなければならない。而して平成十一年度、法華宗教学研究所総会に於て『光長寺文書の研究』として「『下山抄』片仮名文と平仮名文の筆者と『日本國佛法渡事』の筆者」と題する研究発表を行った。その発表に於て日法聖人の文字の特徴を表す文字をできる限り挙げ、比較検討して光長寺蔵『下山抄』片仮名文も平仮名文も日法聖人筆蹟であるとの結論を導いた。同時に『日本國佛法渡事』（『佛法傳來記』）も宗祖と日法聖人の文字群の比較から、宗祖には見られない数々の文字の存在を挙げて当書も日法聖人の筆蹟である可能性が強いとの結論を発表したのである。

また平成十五年度の法華宗教学研究所の研究発表の為の資料収集とその分析を進めて行く中に、再び『要文集』（『山門申状』）の筆者について考察し論拠を整理して『日法聖人文書に関する研究』として「『山門申状』『日本國佛法渡事』の筆者について」と題する研究発表を行った。即ち宗祖筆蹟と日法聖人筆蹟をできる限り多くの例を引いて比較し、類似点、相違点を明らかにして真の筆者を結論として導き出す調査研究を試みたのである。

今回はその二書『要文集』と『佛法傳來記』の真の筆者、成立年代、そして両書の真の題名と伝来について試論を論述してみたい。基本を置いたのはできる限り多数例の筆蹟比較である。今日までに収集した宗祖と日法聖人の筆蹟を具体例で示し、筆写年代、書体、筆法をも勘案して論拠とし真の筆者に迫りたいと試みたものである。時間の制約もあり推敲不備も免れないが今は拙論を進めさせて頂く事とする。

二、『要文集』『佛法傳來記』に関する問題点の所在

『要文集』と称される巻子本一巻は当初冊子本であった事は確かであるが、他の光長寺古文書に対しても光長寺第二十四世日寛師が延宝年間[7]に長期保存の為と推定される修復事業を行った事が明白である。当文書も各紙紙背継目に「日寛」と判読できる黒印が押されている。

題簽は修復後のものと思われるが「要文集　日法上人」と明記されている。当文書は東大資料編纂所に筆写本が存在し、この冒頭部分は「要文集　日法聖人（実ハ宗祖也）」とあり、端裏書に、

「右要文集　一冊、駿河國駿東郡金岡村、岡之宮光長寺所藏　大正八年七月日蓮宗大学所藏寫本ニヨリテ謄寫了」

とあり、親本は大正四年十一月二十七日、稲田海素氏が光長寺にて原本より書写し日蓮宗大学に書写本として蔵していた事が解る。

その書写本の末尾部分に、

「今案是　大聖人之御親寫而断㆑非法尊之御筆、要㆑スルニ大聖人寫㆓ン玉ウ下山門㆒對㆓寺門㆒訴狀上者也　海素」

と見え、大正四年、稲田海素氏は光長寺蔵『要文集』を調査の結果、日法聖人筆蹟ではなく宗祖御真蹟と断定されたのである。この見解が先述の日舜師記録として、『霊宝扣』や巻子本題簽の加筆となったと推定される。この見解は光長寺のみならず学会にも及び『日本佛教史』の著書、辻善之助博士の「頼朝以後鎌倉幕府の宗教政策」の論稿で山門寺門の争いの記録として『仲資王記』『明月記』『華頂要略天台座主記』と共に『岡宮光長寺所蔵日蓮筆要文集』[8]が挙げられた。辻氏は東大資料編纂所長を歴任され稲田氏筆写本等を参照された事は容易に頷ける。更に稲

田氏の『大崎学報』八十九号の論稿にて『要文集』を宗祖筆蹟であるとする推定が見られる[9]他、姉崎正治氏は「資料としての日蓮上人遺文」で『要文集』が宗祖親写であるとする稲田説を追認されている[10]。

『佛法傳來記』の名称は宗祖御遺文『日本眞言宗事』の中に見えるが[11]、『國書總目録』に『仏教伝来次第』信救著が見え、『続群書類従』二五輯下、『大日本仏教全書』伝記叢書の中にも収録される。光長寺蔵『佛法傳來記』の名称は現在の巻子本の題簽に記された名称であるが本書第二紙一行目には「日本國佛法渡事」とあり、更に巻末には「仏法渡次第記」と明記されている（『光長寺霊宝扣』には『日本佛法傳來記』とある）。今は『佛法傳來記』と呼称する事とする。その記事は徳蔵菩薩、仏法伝来の事と共に『開元釈教録』『続高僧伝』『貞元釈教録』引用の記事であり、その内容は小西教授論稿がある[12]。

『佛法傳來記』の筆者を宗祖とする中尾教授の見解では文永七年頃の書と主張されるが[13]、形状と表裏文書の関係について「『仏法伝来記』の一巻は『一代五時図』を書写した「紙背」の部分と仏法の伝来を抜き書きした『仏法伝来記』の部分からなっている。宗祖は『一代五時図』を書かれた巻子本を解装し、これを裏返して冊子本に仕立てさせ、それに『仏法伝来記』を改めて書写され、日法上人に与えられたのである」と述べられ、「『仏法伝来記』は文永六年か七年頃の筆跡、『一代五時図』は恐らく文永初年の筆跡に違いない」と論じられた[14]。

さて『要文集』が宗祖御真蹟と公表された影響は大きく『日蓮聖人遺文研究』第三巻にて岡元錬城氏は『金吾殿御返事』『御輿振御書』『法門可被申様之事』の系年について、光長寺『山門奏状』が日蓮真蹟として改めて確認されたとして直ちに反応され、高く評価すると共に前三書が文永六年である事を「確認、確定させるかに思える[15]」と論じられている。

但し『山門奏状』の書写年代を「文永六年か文永七年頃とも述べられ混乱している[16]」と指摘され「やや曖昧さが

あるといえよう」とも指摘された[17]。

更に「『山門奏状』の出現は日蓮の思想と行動を考える為の重要文献としての位置を占めること確実にして単に史料としてのみならず教理教学研究、その深化構築に鋭く反映したと思うのである」としている[18]。加えて三点をあげて先ず光長寺への伝来の可能性として「日蓮が座右に備えたものからの分断」と考え、これを前提として「後代における身延からの流出ではなかったろうか」と推測を立てておられる[19]。

次に宮崎英修氏論文中に「念佛者追放の宣旨等を集めたものは駿河岡宮光長寺に聖人滅後間もない頃の写本があり[20]」とするのは何か。中條暁秀氏の論文にも、宮崎氏が光長寺蔵日法筆「念佛者追放宣状事」の存在を述べている[21]事に関し、岡元氏は「『山門奏状』と混同し内容理解にも混乱があるのではないか」と指摘されている[22]。

第三点として「『日蓮宗事典』に日法の真蹟としてあげる一書に『山門申状』（写本）があるが[23]この記述は改められるであろう」と訂正の必要を述べ、「『仏法伝来記』はまさしく新発見の日蓮真蹟である」とされ[24]全文公開を求められた。

宗祖真蹟『山門奏状』として公表された『要文集』の学界への影響を記したが、『要文集』は光長寺に於ては題簽の脇書にある如く『山門申状』と呼称して来た。山門より朝廷に差し上げた書状で『叡山奏状』の写本であろうと指摘されたこの『要文集』の真の題名は果してそれで是とすべきであろうか。両書は真に宗祖御真蹟であるのか。

以上、両書を宗祖真蹟とする見解の近年に及ぼす様々な動きと問題点を列挙してみたが、今一度両書を厳密に検討してみなければならないと強く思惟するものである。それは原点に帰って真に筆蹟から整理、再検討しなければならないと痛感するに至ったからである。そしてその鍵は中老僧日法聖人の研究に在りこれを軽視する事は許されないであろう。

三、『要文集』『佛法傳來記』に於ける筆蹟再点検

(一)『要文集』と筆蹟が類似すると指摘される宗祖御書と日法聖人筆蹟

宗祖御真蹟として公表された両書であるが宗祖筆写年代は文永六年、七年に比定された中尾教授のこの研究の根拠を見ると「『立正安国論』の後半部分がまことによく似ている事に気が付いた。さらにこの時期に書写されたと見られる『顕戒論縁起』と比較を試みたところとてもよく合致する点が多かった」と述べられている。[25] 既に述べた如く、光長寺蔵の両書と他の宗祖遺文との関連や系年の確定、新史料として他の山寺門史料との関連、両書の光長寺への伝来ルート等々今日研究に広がりを見せつつあるのも事実である。されば『立正安国論』『顕戒論縁起』の二書は筆蹟比較の重要な対照に挙げ再点検してみたい。一方で日法聖人の筆蹟に注目してみたい。

光長寺には幸い日法聖人筆写本『御法門御聞書』をはじめ御所持の多数の文書が伝来し、御自筆を証明できる何点もの断簡が存在する。[26] これらの主なる筆写本は次の通りである。

〈光長寺蔵日法聖人筆写本〉

『御法門御聴書上』　『御法門御聞書下』(両書は上・下総称する時は『御法門御聞書』と記す)
『本迹相違要文上』　『本迹相違要文下』
『下山抄』　『下山抄』(仮名交り文)
『撰時抄下』元徳三年八月(一三三一)　『四信五品抄』
『大田禅門抄』　『無益外道行集』

『後五百歲合文』正和五年六月二十六日（一三一六）　『持戒無戒事』
『大般涅槃經要文』　『華厳宗所立義要文』
『真言宗所立義要文』『和漢朗詠集下』
『天地人三才之巻』

これらの諸本は今日巻子本の形で伝来保存されているが当初は冊子本で江戸期に冊子本を改装する時の錯簡も認められ、実は右の題名以外の内容も存在するのである。書写年代の明確なものは二点であるが、若き年代から晩年と拝される筆蹟まで変化に富み御所持を示す署名花押も多く存在する。一部には後代の加筆もあり注意を要する点である。日法聖人の独得の筆法を見出す事が重要であり、宗祖の筆法に似かよった例が各所に見られ判断には慎重を要する。しかし若き年代より身に付いた書き癖については他の筆蹟とは明らかに異質と判別できる特徴を有しており、微妙な違いを見逃してはならない。

文字の判別については慎重な比較分析が必要であると共に少数の比較に於ては十分でなく、同じ文書の中に於てすら同じ文字に変化が見られるため、『要文集』は全紙に亘りできる限り多数のサンプルを挙げて比較しなければ意味を有しないと考慮するものである。

そこで次の点を研究の要点とした。

A、先入観を排し、筆者を宗祖、日法聖人、又は他者をも視野に入れて文字を比較する。

B、日法聖人は若年より宗祖に近侍したと考えられ老年に至る迄相当の筆法変化が見られる。

C、日法聖人は宗祖御所持本、或いは写本を多数書写された史実があり宗祖筆法に自ら影響を受けた部分がある

と同時に積極的に模写に近い方法を執られた部分が認められる。

D、日法聖人が宗祖真蹟を書写し乃至は模写したとしても尚且、日法聖人独自の書き癖が残る部分が有り、宗祖の真蹟には見られない特徴がある事に注目する。

以上の方針を以て注目すべき文字を研究したいと思う。弟子の日法聖人が宗祖の筆法に影響され、又は自然に近づき類似して来る可能性は大きいが、逆に師である宗祖が日法聖人の文字に影響され類似して来ると言う可能性は殆ど少ないと見るのは当然である。されば日法聖人の筆法が宗祖の筆法に近づいたとしても結局近づき切れない部分を明らかに出来れば目的に添えるものと考えるものである。日法聖人の文字は前出の自筆筆写本よりピックアップし、その所在の書名を明らかにした。

(二) 『要文集』中に宗祖御真蹟か否か疑問の文字を拾う

『要文集』が『山門奏状』とされ宗祖御真蹟と公表されたが『要文集』の中の文字を具に一字一字ピックアップしてみるとやはり直ちには宗祖と断ぜられない文字群がある事に気づくのである。総体的、巨視的に見ると雰囲気は確かに類似しているのであるが、書き癖や筆法は確かに相違があり、個々の文字の検討の上に初めて結論が出されるのではないかと考えるものである。宗祖御真蹟か否か疑問視される文字を以下にピックアップしてみる事とする。

光長寺『要文集』は第一紙より第十七紙に至る巻子本となっており錯簡が認められるために丁数は打たず、今は巻子本の配列順に第一紙より第十七紙の表記と何行目に存在するかの表記をしてどの文字かを特定する事とする。

なお一紙の行数は基本的に表裏とも十一行であるが本紙の欠損や行間に数文字以上の加筆部分、又は異本校合の加筆があり、又は割註で一行が途中より細字となり二行に分行する等、厳密に行数を表示するのが困難な面もあるが基本的に少数文字の行間加筆部はこれを新たな一行とせず、一行が途中で細字の二行に別れた場合もこれを三行とせず一行として特定の文字の位置を示した。一紙の表裏は冊子本時の表示である。

第一紙

㊦ 奉（一行目） 安（三行目） 既（三行目） 奉（四行目） 如（五行目） 院（七行目）

非（八行目） 法（九行目） 院（十一行目） 院（十一行目）

㊥ 年（二行目） 年（三行目） 院（六行目） 法（六行目） 法（七行目） 法（九行目）

法（十行目） 非（十一行目）

第二紙

㊦ 蘿（五行目） 法（五行目） 年（七行目） 羅（九行目） 如（十一行目） 既（十一行目）

第三紙

㊦ 法（二行目） 作（三行目） 年（八行目） 院（十行目） 法（十一行目） 作（十一行目）

我（十一行目）

㊥ 既（四行目） 年（五行目） 院（九行目） 院（十一行目） 地（十一行目）

第四紙

㊦ 非（四行目） 年（五行目） 法（十一行目）

㊟ 霊（二行目）　如（五行目）　奉（六行目）　年（六行目）

第五紙

㊟ 法（七行目）　如（八行目）　非（九行目）　如（十行目）　年（十一行目）

㊟ 非（一行目）　院（四行目）　年（五行目）　意（五行目）　院（八行目）

第六紙

㊟ 我（五行目）　法（七行目）　院（八行目）　法（十行目）

㊟ 如（六行目）　法（八行目）

第七紙

㊟ 安（三行目）　非（三行目）　年（四行目）　年（九行目）

㊟ 蘿（五行目）　法（十行目）

第八紙

㊟ 我（五行目）　霊（六行目）　年（九行目）

㊟ 霊（九行目）

第九紙

㊟ 院（四行目）　作（四行目）　如（八行目）　院（九行目）

㊟ 非（五行目）　法（五行目）　我（五行目）

第十紙

㊟ 非（六行目）　如（六行目）　地（九行目）　如（十行目）　地（十一行目）

㊟ 非（二行目）　院（五行目）

第十一紙

㊟ 既（四行目）　非（九行目）

㊟ 法（四行目）　奉（四行目）　法（五行目）　法（五行目）　法（七行目）　地（八行目）

第十二紙

㊟ 年（一行目）　奉（二行目）　霊（四行目）　地（六行目）　年（七行目）

㊟ 我（二行目）　我（五行目）　既（五行目）　法（八行目）

第十三紙

㊟ 年（三行目）　年（五行目）　院（七行目）　如（八行目）

㊟ 如（三行目）　非（四行目）　院（六行目）　法（七行目）

第十四紙

㊟ 法（三行目）　年（五行目）　法（六行目）　法（八行目）

㊟ 羅（四行目）　既（十行目）

第十五紙

㊟ 安（一行目）　年（一行目）　年（二行目）　年（二行目）　非（三行目）　地（四行目）

地（四行目）　地（五行目）　非（五行目）　地（五行目）　安（七行目）　年（七行目）

安（八行目）　年（八行目）　既（十行目）　年（十行目）

㊟ 年（四行目）　年（五行目）　年（五行目）　奉（六行目）　地（七行目）　既（十行目）

第十六紙

㊟ 非（一 行目）　非（三 行目）

第十七紙

㊟ 霊（一 行目）　我（二 行目）　霊（三 行目）　非（四 行目）　我（五 行目）　法（六 行目）

㊟ 地（三 行目）　我（三 行目）　法（五 行目）　羅（六 行目）

右の如く各紙に亘り注目すべき文字をピックアップしたが、宗祖筆蹟は年代や書写のスピード、書体等々変化に富んでおり、多数の文字を『要文集』より拾って他例と比較する事により差異の傾向が見えるとすればその意味が増すと思う。さて、その比較は如何にするかが問題であるが、第一義に宗祖の御真蹟との比較である。第二義に先ず日法聖人筆蹟との比較である。更に他者の文字を比較の為に挙げる必要が生ずるか否かは第三義としたい。従って『要文集』の注目すべき個々の文字を順次挙げ、次いで宗祖御真蹟の同文字を挙げ、類似すると中尾教授のご指摘の『立正安国論』『顕戒論縁起』より同文字をできる限り多数拾い、更に『観心本尊抄』等代表的な御真蹟中の文字を列挙する事とした。その第何紙に存在するかも表記した。なお『立正安国論』『顕戒論縁起』には宗祖筆蹟とは考えられぬ部分があり[27]、この部分よりの引用は行わない事を注記しておきたい。

一方、日法聖人筆蹟より同文字を拾い、代表的な直筆『御法門御聞書』をはじめ『本迹相違要文』等、日法聖人の光長寺蔵筆写本よりできる限りのピックアップを試みた。なお日法聖人文書にして公刊されたものを始め、紙数の確定しているものはその文字が第何紙の表裏に存在するかを表記し、紙数の公開されていない文書については文書名を示した。更に合わせ『要文集』と共に『佛法傳來記』よりも同文字を拾って表記し、宗祖御真蹟であるか否

か日法聖人筆蹟とも比較対照を試みる事とする。

(三) 『要文集』『佛法傳來記』の注目すべき文字群に於ける宗祖と日法聖人筆蹟比較（五十音順）

上段は光長寺蔵『要文集』の中の文字を写真により採録、『佛法傳來記』中の文字を同様写真採録し、中段は宗祖御真蹟中、『立正安国論』『顕戒論縁起』を始めとする御遺文中の文字であり法蔵館発行『日蓮聖人真蹟集成[28]』中の文字より採録したもの、更に下段は光長寺蔵、日法聖人筆写本各種より確実なものを写真により採録した文字である。

宗祖の筆蹟は文字と文字に連続性がある例が多く文字どうし重なっている部分があるが、なるべく文字の原形を保たしめ忠実に採録した。これについては日法聖人筆蹟も同様である。更に、書かれた紙色が年代による褐色化の為、文字の墨色と共に紙の古色が写真に現れる場合があると同時に、文字の周囲や文字中に虫穴が認められる場合もあるが現状で採録した。文字の特徴を見る上に支障なき事を基準とした事は勿論である。なお多数の文字例を列挙して煩雑の感を免れないが、文字の特徴を見極める為には広く例証として偏見と独断を避け同一人物の書く文字にも幅があるため文字群の中から確かな違いを見極める証拠を示そうと試みた。

A 安の文字比較（別表①参照）

「安」の文字は『要文集』の筆蹟と宗祖筆蹟をよく比較してウカンムリの下の「女」の部分に差異が認められる。『要文集』の「女」の部分は「ㄑ」の部位が右から左へ鋭角に折れているのが特徴である。宗祖の文字の「女」の第一画部分は中心より垂直に下がり右へゆるく折れる。即ち「ㄑ」であり、右へ曲がる部分は短い。これを日法聖

人の筆蹟と比較すると、『御法門御聴書上』をはじめ『本迹相違要文』『和漢朗詠集下』『後五百歳合文』のいづれも「女」の「人」の部位は左から右へ大きく折れ『要文集』とよく似ている事が判る。更に『佛法傳來記』の同部位もこれら日法聖人筆蹟と同様の特徴を有していると見られよう。

B 意の文字比較（別表②参照）

『要文集』に六文字の「意」が認められるが『要文集』の「意」の「立」の部分に注目してみるといづれも「立」と見え第一画は上から下され「丶」と「亠」の間に空間があり「つ」を加えて横に並ぶ三線に見える。宗祖の「意」は「立」の部分が明らかに「立」と見え第一画は左から入ってくる。「心」の部分は左の一画が上から下へ打たれるものが殆どである。これに対し、日法聖人筆写本の「心」の左側の一画は大きく左へ傾斜しているものが殆どである。即ち多くの文字を見比べて「心」の特徴の差異がよく見えて来る。加え、『佛法傳來記』の「意」は一文字で比較例が少ないが、日法聖人の「意」の字「心」の部分の類似点は多く『要文集』とも近い。

C 院の文字比較（別表③参照）

『要文集』に「院」の字は十九例あるが、宗祖御書にも日法聖人文書にも「院」の文字例が意外に少ないのに気づかされる。従って比較例は少数である。しかし顕著な特徴の現れる文字でもある。

『要文集』の「院」の字の「完」の部分に注目しなければならない。「完」の字のウカンムリ「宀」の左側第二画「冖」は必ず右から左へ打たれている。また「元」の部位については「ん」の如くゆるやかに右へ流れるように撥ねられている。

これに対し、宗祖の「宀」は『立正安国論』等第二画「、」が左から右へ打ちこまれる感じで「元」の部位は右側の撥ねはしっかり中心に下ってから力強く右へ向かい止まるか、上へ筆を向けられている。「元」である。

日法聖人文書の「院」を見ると「宀」の第二画「丿」はいずれも右から左へ打ちこまれ、「元」の部位は撥ねが左に寄り添い右側に流れ上向きで終る。この「院」の字は『佛法傳來記』の五例と正に一致しているし、『要文集』の文字と酷似している事が明らかである。

D 我の文字比較（別表④参照）

「我」の文字は比較的多数が集められたので様々なケースの比較が可能である。

『要文集』の「我」の第一画の特徴は左から入って右へ撥ねられている。左側「ノ」の部位に注目すると、上からやや左側に湾曲しているのが特徴である。右側「ぁ」も特徴が現れている。宗祖の「我」は『立正安国論』の如く楷書の文字であり前者とは差が大きい。『観心本尊抄』の「我」は行書又は草書も認められるが、第一画は素直に右から左へ払い、縦の線は垂直に近く力強い。右半分は「ぁ」の形が多く、『要文集』の筆法とは異なる。されば日法聖人の「我」はと見ればかなり多様である。細部まで見ると第一画の撥ねに左から入る例がかなり有ると同時に、縦の線が左に流れ「ま」の如き例も多く認められる。右側の「ぁ」の部位は『要文集』に近いものが多い。但し、宗祖の『四信五品抄』の「我」と日法聖人の『撰時抄下』の「我」は一見類似するが第一画の打ち方が明確に相違する事、右へ渡る線が長い点を見なければならない。第一画を左から打込む宗祖の書例は『貞観政要』の文字に見る事が出来るが、右側の「ぁ」の部位が日法聖人の諸書と異なり右へ張り出し日法聖人の筆蹟に年代の差があるものの書き癖は異なる事を念頭に入れねばならない。

『佛法傳來記』の「我」は宗祖筆蹟に類例乏しく、日法聖人の『本迹相違要文』『後五百歳合文』の中に類似したものが認められる。

E 既の文字比較（別表⑤参照）

『要文集』の「既」の特徴は「旦」の部分について「ᴮ」の形、右側の「旡」の部分については「ん」の形。最後の撥ねる部分は右に流れる。宗祖の筆蹟にては「旦」の部分は「ᴮ」と打点がはっきり独立して見える。更に「ん」の部分は最後の撥ねる部分は垂直近く力強く下りてから右へ湾曲し上に向かう。『法華取要抄』の中に「ん」の如く止めるものもあるが『貞観政要』の如く「ん」と勢いよく上がるものも認められる。

日法聖人の筆蹟にては諸書ほぼ同じ筆法で「ん」の如く左に流れてから湾曲し右、乃至上に撥ねる。「旦」の字の上部に打点し「ᴮ」と見える例が『御法門御聴書上』『大田抄』を始め散見される。

『佛法傳來記』の「既」については日法聖人の諸書に見える文字と同様であり、「ん」の部位は正に特徴を現している。更に「ᴮ」の如く上部に打点が見えるものがあるのも特徴である。

F 作の文字比較（別表⑥参照）

「作」もよく特徴の見える文字である。『要文集』の「作」は三例あるが右の旁部は「ᴷ」の如くである。宗祖の筆蹟を各御書に見ると何れも旁部は「ᴷ」であり、二点が平行し接触しない事が明白である。一方日法聖人の筆写本にて全てに特徴が現れ、「ᴷ」「ᴷ」「ᴷ」等々二点が接して晩年に至るまで一貫してこの書き癖を有された事が拝される。『要文集』の「作」と正に一致するのである。

G 地の文字比較（別表⑦参照）

宗祖の「地」の文字は大変力強い。左の偏の「土」は『立正安国論』の如く「土」と止め点の見える例があり、縦の線が長く、草書にては『諫暁八幡抄』の如く「土」と略される例もある。旁部は「也」の如く第一画がほぼ水平に右に出て第三画は垂直に下りて右に強く直角に近く折れ上に撥ねる。または右に出て止める。『顕戒論縁起巻上』『曽谷入道殿許御書』『秀句十勝抄』、いづれも『立正安国論』の筆法と同じである。『要文集』を見ると、全く趣きは異なる。偏は「土」であまり特徴はないが、旁部は第一画が右横上方へ伸び第三画の縦線はゆるやかに右へ湾曲してなんとなく止まる。「也」、これは大きな特徴である。

日法聖人の諸筆写本を見るに、全く『要文集』の「地」と同然である。諸書全般にこの特徴を有している。一目瞭然の為多くの説明は要しない。一貫した日法聖人の書き癖と見るべきである。日法聖人筆写本『撰時抄下』『持戒無戒事』『華厳宗所立義要文』に土偏の「土」の如く点の存在する例があり『要文集』中の⑮オ（第十五紙表）の「地」の土偏も確かに点の存在する例と見える事は付記しておきたい。

H 如の文字比較（別表⑧参照）

『要文集』の「如」は楷書に近いものが多いが、『立正安国論』の「如」とは趣きが異なる。『要文集』で④ウ（第四紙裏）の「如」は行書と見え、宗祖の『観心本尊抄』中の「如」に近い感じはする。しかし両者の違いは女偏の部分である。『要文集』の「女」は第一画「人」、第二画「ノ」の頭がほぼ並んでいる特徴がある。これに対し宗祖の女偏は必ず第一画が上に伸び折れる位置が低い。第二画は低く段差が認められ「女」の如くである。第二画

は滑らかで長く伸びる。行書も草書も同じである。第三画は左から右上へ毅然として一直線に走る。

日法聖人筆写本の女偏は別表の如く第一画と第二画の高さはほぼ同じである。この点、どの筆写本も共通である。また第一画が楷書では左から右へ中間で強く折れ、その折れる部分の近くに第三画が左下からゆるやかに上に湾曲しながら交じり右上に向かう。

『要文集』の「如」は日法聖人筆蹟『持戒無戒抄』『本迹相違要文』『大般涅槃經要文』等々と全く同じ筆法である事が証明される。

『佛法傳來記』の「如」は正にこれらの日法聖人筆写諸本と同様である。『要文集』の「如」とも同様である。「如」の筆法は日法聖人に於てバラエティーに富むと見えるが女偏の第三画が第一画の折れる部分に当たる点は何れも共通の特徴である。

I 年の文字比較（別表⑨参照）

『要文集』の中に「年」の文字は三十以上見出せる。この文字の特徴は何点もあるが、第一画と第二画の連続性が一つの特徴である。第二画にては筆は止まらず左に流れ第三画に続く勢いを見ることができる。更に大きな特徴は大多数が中心の縦の線（懸針）が下りてゆるやかに左に流れる点である。「年」である。

宗祖の『立正安国論』の「年」の第一画、第二画はくっきりと強く、縦の線も垂直に下り筆を止め乍ら左へ撥ねる。『顕戒論縁起巻上』『観心本尊抄』『貞観政要』等も同然である。宗祖の『四信五品抄』『法華取要抄』『撰時抄』は行書、草書であるが縦の一線は垂直で少しも左右にゆるがない。第一画、二画の連続性はあるものの第三画への連続線が見られる例は少ないのである。「年」である。

一方日法聖人の筆写本にては『御法門御聴書上』『御法門御聞書下』に「年」の文字は多く見出され、第一画、二画から第三画への線の連続性あるものが多く、中心線はまっすぐ下りず左に向かって細く流れる。これは『本迹相違要文』も『撰時抄下』も同様、『大田抄』も同様である。

ただ日法聖人所持本の中『和漢朗詠集下』の「年」は一見異質な特徴に見える。楷書で書かれる為か中心線も垂直で左へ流れない。宗祖の楷書とも合致しない。この文字の例は『天地三才之巻』や断簡で少数例が見られる。次に『佛法傳來記』を見ると宗祖筆蹟とは異なり、第一画、二画の特徴、中心線（懸針）の特徴は日法聖人の書き癖を正に示しており、『要文集』の筆蹟と同然である。日法聖人の文字であると考えられる。

J 非の文字比較（別表⑩参照）

『要文集』の「非」も特徴の明らかな文字である。縦の二線は左が短くやや左へ曲り、右が長く垂直で頭は並ぶ。左右の三点づつは右側に於て最終画が上の二点と連続し左へ流れて止まる。「非」である。

宗祖の筆蹟にては『立正安国論』にて明らかなように縦の左線が頭が高く右の縦線は頭は低く長からず止まる。左右の三点づつはくっきりとして各々の点は離れる。三点に連続を見せる『観心本尊抄』の中の文字例②オ（第二紙表）、⑪オ（第十一紙表）「非」を見てもそれぞれの点は流れず下に向く事はない。字形は全体として正方形に納まる。

さて日法聖人の文字例で「非」の文字を見ると二本の縦線は左がやや短く右側は垂直で長い。左右の三点つづは左右連続する例が多く、特に右側の三点は連続して右へゆるやかに広がり止まる。日法聖人筆写本の全てにこの特徴が現れ、『御法門御聞書下』の⑤ウ（第五紙裏）、⑲ウ（第十九紙裏）の例の如く左右の三点は連続して一線とな

り左右に開き気味に止まる。例外なく文字全体としては長方形に納まる字形である。

これらの特徴は『佛法傳來記』に於ても全く同様であり、『要文集』の筆蹟とも同様で明確な日法聖人の筆蹟の特徴が確認できる。

K 蘿 羅の文字比較（別表⑪参照）

『要文集』の「羅」は特に注目すべき文字である。類似する文字の「蘿」（つた）も対象とした。特徴的部分は「糸」の部分の筆法である。糸偏の三点のうち左外側を長く大きく伸ばしている。五例の「羅」全てがこの特徴を有す。

宗祖の「羅」を見ると『立正安国論』をはじめ「糸」の部分は三点をまとめて左上に撥ね上げているのみである。「羅」と。『観心本尊抄』はじめ諸御書にては行書で「罒」の下の一画を左へ大きく出しており右上りが顕著、草書にても同様で糸偏は一筋の線に略されている。

日法聖人筆写本にては『御法門御聴書上』に既に「糸」の部分の左側（外側）は長く伸び『御法門御聞書下』もはっきり長く左へ伸びている。更に同様の特徴を示す筆写本は『和漢朗詠集下』の中の一字、『大般涅槃經要文』の多数の例、『事戒無戒事』の明確な例がある。同じ日法聖人の筆写本で「糸」の左側の点が伸びた線になっていないのは『本迹相違要文』の上下、『無益外道行集』『撰時抄下』『華厳宗所立義要文』『真言宗所立義要文』等々である。『和漢朗詠集下』は殆どが「糸」の左側の線が出ない中で一例の「羅」の字が大きく線を伸ばしている。同書中他文字で伸ばす例もあるので筆法の過渡期だった為か書写の時、書き癖が出たものか興味深い。

もう一つ興味深いのは『佛法傳來記』である。四例字の「羅」全て「糸」の左の線が長く伸びている。これは

『要文集』のそれと全く同様の筆法であり、この文字では宗祖筆蹟には全く見られない点である。宗祖が御本尊ご染筆時「經」の字の糸偏を長く伸ばされるのは衆知の事であるが、御書の中にても『秀句十勝抄』『曽谷入道殿許御書』中の「經」の字は糸偏を少々伸ばされる例はある。しかし伸びた線は止る。管見では他の文字に於て糸偏を長く伸ばした例は少いのではないか。それが日法聖人に於ては文中糸偏を左下に長く伸ばす文字例は多い。例えば『本迹相違要文上下』中の「經」「紉」、『持戒無戒事』の「經」「終」、『撰時抄下』の「經」、『四信五品抄』の「經」、『和漢朗詠集下』の「維」「絃」、『真言宗所立義要文』の「經」、『大般涅槃經要文』の「經」「縁」等々である（糸偏の文字比較参照）。

『要文集』『佛法傳來記』は正に日法聖人の「羅」の文字に於ける独特の書き癖を示していると拝される。この文字は正に重要な判別の証拠と言えるのではなかろうか。

糸偏の文字比較　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

宗祖筆蹟

『秀句十勝抄』上巻

妙法蓮華經 ⑦

『曽谷入道殿許御書』上巻

如此三經 ⑮

日法聖人筆蹟

『大般涅槃經要文』

『持戒無戒事』

『真言宗所立義要文』

『和漢朗詠集下』

『本迹相違要文上下』

『四信五品抄』

『撰時抄下』

オ⑱

『佛法傳來記』

ウ⑥

オ⑦

ウ⑨

以上検討すべき文字の中、A～Kの十一文字に於て特に注目すべき文字として各々宗祖の筆蹟、日法聖人の同筆蹟を集め比較検討を試みた。結果は以上に記した如く両書（『要文集』『佛法傳來記』）には日法聖人独得の筆法乃至書き癖が現れており、日法聖人以外の他筆を考慮する必要は無いと分析したのである。

同時に日法聖人筆写本の信憑性も補完され日法聖人御所持本として伝来の一貫した文書類と見る事ができる。

四、『要文集』『佛法傳來記』の真の筆者、題名と伝来

㈠ 『要文集』の記述を引用した日法聖人文書

既に文字比較の部分で述べて来たように『要文集』『佛法傳來記』は私見にてはいずれも日法聖人の筆写本と推定され、本来の題名は何であったかの問題は重要である。

文字の比較に於て常に引用した光長寺文書、日法聖人御所持本に『本迹相違要文』がある。光長寺には日法聖人筆写本として上下二巻が伝承されるが、光長寺宝物管理委員会のラベル、上巻の巻子本題簽には『本迹相違抄』とある一書に注目したい。

前半部に他の文字よりやや大きな文字にて次の記述がある。

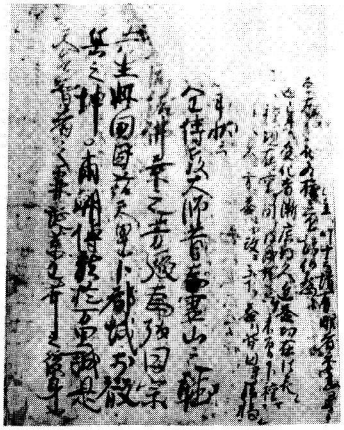

『本迹相違要文』前半部

□□申状云
□□天王傳教大師昔為霊山之聴
□　同結佛乗之芳縁為弘円宗
共生此国因茲天皇卜都城於叡
岳之坤。兩朝傳法於万里誠是
天台智者之再誕薬王芹之後身也

右の文意は「傳教大師が叡山に天皇の都城を守る縁深く天台大師

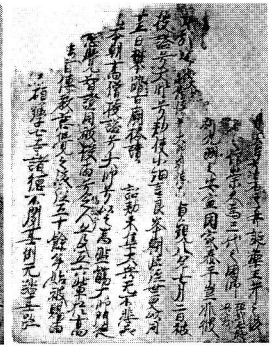

『要文集』第七紙

『要文集』第八紙

の再誕なり」と讃えるものであるが、『要文集』の中に同文が見える事は興味深く重要である。

先ず『要文集』第八紙表六行目以下に、

者　桓武天皇傳教大師昔為霊山之聴衆同結佛
□之芳縁為弘円宗共生此國因茲　天皇卜都城
□叡岳之坤大師祐道場於皇居之艮延厂(暦)以來

とあり、中間を略して第八紙裏の末尾に、「兩朝」と見える。更に第七紙冒頭より、

□　是天台□(智)者之再誕藥王并之後
□　仰崇久為三代之國師桓武　嵯峨　平城

の記述が見える。さればこの文面は正に『要文集』の記述の一部であり、第八紙から第七紙へと連続する事が明白である。光長寺本『要文集』には錯簡がある事は既に知られる所だが[29]『本迹相違要文』の記述によりて順序が正されるのみならず重要なのは『本迹相違要文』が日法聖人の筆写本である事から『要文集』が同じく日法聖人筆写本であるとすれば『要文集』の一部を引用した部分を有する事実を踏まえ、本来の名称について『本迹相違要文』の

引用部冒頭部分は重要な意味を帯びてくる。即ち「□□申状云」の部分である。

これは明らかに日法聖人が当本の題名を記した部分であろう。限定された内容により欠けている二文字を推定して『山門申状』とするのが妥当であると考えるのである。既ち日法聖人ご自身が『要文集』を『山門申状』と称していた記録であり証拠であると考察する。惜しむらくは「申状」の上部が欠損しており、「山門」は推定できるが「文永六年」の有無までは言及する事ができない。

確かに内容は建保三年、叡山を代表する三名の僧侶が三井園城寺との係争について朝廷に訴えた文書で「『叡山奏状』の写本たる『山門奏状』としなくてはならぬ[30]」という見解があり、各方面に受容されて来たが、文書の内容に対する文書の名称は妥当か否かは別として、文書を書写した人物が記録した名称があればそれを題名とする事が自然ではなかろうか。日法聖人が『山門申状』とこの書を称した記録の確実性を軽視してはならない。

(二)『要文集』の真の筆者、題名と伝来とは

『要文集』が『山門奏状』であり、宗祖御真蹟、文永六年頃の成立とする論拠に対する私の見解を論じさせて頂いたが、同時に文永六年の原本が光長寺に伝来した理由は、「宗祖が激しい法難が予想される為に手元に置けず弟子や信者に預けられた」とされ、聖人の写本が分散した形で伝わるのはこのためであるとする見方[31]にも私論を述べさせて頂く事とする。

『山門申状』の名称は宗祖御遺文に拝され[32]、当『山門申状』は念佛宗に対する攻撃の内容である。『山門奏状』の名称も見えるが[33]やはり一向専修への批判であり念佛宗の神明に背く不当を内容とするものである。されば『山門申状』『山門奏状』とは叡山側から他宗他山の不当と判断される点を挙げて朝廷に訴えた文書類であり、それらは多

種であったと考えられる。この事は重要な意味を持つのである。

『山門申状』と書名の見える他書を見るに『國書總目録』[34]に東寺蔵、延文三年（一三五八）の一巻がある。室町期の写本であるが本文には「山門申状云」と七種の項目の各々の冒頭に書名が見える。[35]その奥書より東寺密教に対する山門の攻撃が察せられ、「一見如状者横言忘礼邪義違法」と断じ「若不遮之者誰歸東寺之佛法」とこれを遮断しなければ東寺の佛法に帰する者が有るだろうかと記されている。

更に東大資料編纂所には「康永四年山門申状」（一三四五）の書名の写本が蔵される。[36]端裏書に明治四十一年六月影写の記録が残され原本は破損あるも内容は明らかである。本文中にある文面の趣旨は山門より禅宗天龍寺を難ずるもので、

「康永四季七月廿日山門衆徒　院參申詞可早被停止天龍寺供養　勅願儀并御幸以下由経　奏聞子細事」

と見えている。「山門申状」の名称は本文中には見えないが、「山門訴申天龍寺供養事」とあり、この文書自体を「康永四年山門申状」と称したものであろう。

されば『山門申状』と呼称される文書の存在は各種様々であった事が拝される。

そこで今一度考察せねばならないのは『中山祐師目録』中の『文永六年山門申状』一巻[37]の表記である。この祐師『本尊聖教録』は正中山三世日祐師（一二九八～一三七四）が康永三年（一三四四）二月八日、同山に格護する宗祖の本尊、御書、経典、仏書を詳細に分類した目録で、法華経寺伝来の重宝、本妙寺重宝（二世日高師伝来）を記録し日祐師所蔵分も加えて中山の当時所蔵の重宝の全容を知る貴重な資料である。

岡元錬城氏はこの祐師目録中の『文永六年山門申状』に関し、「御書」の分類の一書として「日蓮遺文の写本の意である」[38]とし、「書名によってその内容が窺える程度である」との解釈である。日祐師が記した書名「文永六年

山門申状」は身延所蔵本三種[39]より日祐師が写本したものであろうとの推定を立てている。[40]更に書名は日祐師が付したものとも宗祖の当初の書名ともされているが、宗祖が筆写した年次の備忘として日祐師が『文永六年山門申状』と書名化したと推定されるとして「書写した『山門申状』が文永六年に限定される史料である意味は有しないと思われる」としている。[41]これらの点は再検討を要するであろう。

更に光長寺への「『山門奏状』の伝来を後代に於ける身延からの流出ではなかったろうか」との推測をされている。

岡元氏の推定に対し紙数の都合上要点を以て疑問を呈させて頂く事とする。

中山『祐師目録』に「御書」として記される『文永六年山門申状』は果して祐師写本なのであろうか。祐師が身延に繁く往来した事は種々の研究があるが、当本が身延曽存の奏状類の写本である確実なる証拠は見出されない。中山に当時所蔵した宗祖真蹟本は多種に上り、宗祖直弟による写本の活動は多数であった事は事実である。更に『祐師目録』の十三の箱「御書」には真蹟遺文として現在中山法華経寺に伝わっているものが三点あるとの研究がある。[42]現に光長寺、日春・日法両聖人が下総中山に於ける書写の記録をはじめ宗祖御書や他の文献を写本された史実は年代を記した筆写本にて確実に証明される所である。

(A) 筆者と書写年代の明らかな文書

(1) 『文句疏記要文』　弘安五年十月十日於下慈（ママ）（総）國書了（一二八二）　日春署名花押

(2) 『實物集』　弘安十年二月一日書了（一二八七）　日春署名

(3) 『顕立正意抄』　嘉元二年十月十日書了（一三〇四）　日春署名

(4) 『後五百歳合文』　正和五年六月二十六日書写（一三一六）　日法花押
(5) 『撰時抄下』　元徳三年八月中（一三三一）　日□（法カ）花押

(B) 紙背文書の認められる文書

(1) 『佛法傳來記』（筆者日法と考える）　第二紙より第十三紙まで　紙背文書あり
(2) 『文句疏記要文』（筆者日春）　第一紙、第四紙～第九紙　伊賀公等　〃
(3) 『日本霊験記』（『大日本国法華經験記』）　第一紙～第三紙　日興・時元等　〃
(4) 『御法門御聴書上』（筆者日法）　全十九紙　日弁等多数　〃
(5) 『御法門御聞書下』（筆者日法）　全十一紙、日弁・日与等　〃
(6) 『天地人三才之巻』（『明文抄』[143]）（筆者日法）　紙背は永仁四年（一二九六）具注暦
(7) 『四信五品抄』（筆者日法）　第一紙　紙背文書あり

日春・日法両聖人が写本された年代は弘安五年（一二八二）から元徳三年（一三三一）まで記録が残り、凡そ五十年間に及んでいる。更に、数点には紙背文書が認められる。紙背の消息（書状）は反故紙となり写本に使用されたと解され、消息の宛先の人物は「伊賀公御房」「信乃公」「ときの入道殿」等々が確認され、「信乃公御房」宛には、南条時光の自署花押が見られ、「めうれん」「たゝくらのしらう」等の名前が記される文書もある。この文書は『文句疏記要文』日春筆写本の紙背文書である事は既に私論を発表させて頂いた。[144]

富木常忍師は千葉介の執事という地位に在り千葉介に仕えてその家政にあづかっていたと考えられる事は研究者の論稿があり、常忍師の手もとに集まった文書の一部がある時間を経て破棄され反故紙として宗祖や周囲の人々に

提供され使用された後、中山法華経寺に伝えられたとの見解である。

特に光長寺には既に述べた通り確実な文書が現存し日春聖人が弘安五年十月十日、『文句疏記要文』を下総に於て写本した事が有力な証拠と言えるであろう。

そこで年代は記されないが『要文集』即ち『山門申状』を日法聖人が「下総中山」にて筆写された可能性は推定に難くない。さればその親本はと言えば、『祐師目録』に見える『文永六年山門申状』そのものではなかったか。即ち、当時祐師が「御書」の中にその存在を記していたのは『山門申状』の親本そのものであり、もしくは宗祖真蹟の原本そのものであった事も可能性として重大である。何故ならば日法聖人が宗祖の真蹟と見紛うばかりに筆法を似せて書いているからである。という事は座右に御真蹟を置いてその書に近づこうと意図して書いた為であろうと推定するものである。

『文永六年』が何故に付記されているかの推定例は既に述べたが、私見では『山門申状』と呼称される文書は何種類も存在したであろうし、現に御遺文や東寺、天龍寺等の写本に見る如く叡山より各宗派、他山への批判的内容の文書が数種存在した事が知られ、此度の山門、寺門の対立に関する『山門申状』は文永六年の宗祖筆写という限定された『山門申状』であり、宗祖自ら必要として「文永六年」の年号を冠したのではなかろうか。さもなくば中山に存在する文永六年の宗祖の記録がある限定文書として子弟（祐師カ）がこれを冠した可能性も否定できない。

この日法聖人筆写本は他の多くの同師筆写本と共に自ら開基し住した光長寺に伝来した。これが真相であろうと推定するものである。更に注目をしたいのは『撰時抄下』の日法聖人の書写の記録である。

撰時抄下巻

（異筆）建治二年大歳丙子七月十五日

元徳三年辛未（大才）八月中 □　　書寫畢

壽量品代

此者為五藤五聖霊所奉書寫也御後見

之貴禅*垂二哀一ヲ南無妙法蓮花經ト御唱 □

者奉畢現當所望候　書師僧日法（花押）[45]

*禅は消跡アリ
賤と脇書

（異筆）今所相傳大輔（花押）

『撰時抄下巻』末尾部

日法聖人筆写『撰時抄下』は元徳三年即ち宗祖五十回忌の年（日法聖人遷化より十年前）に書写され、且、注目すべきは加筆と思われるが、建治二年七月十五日の日付が記される写本である。（系年は建治元年とされている）

この記録は年号と共に明確な写本の意志が表明されている。即ち五藤五聖霊の供養の為に書写したものであり、後世に拝見の者は功徳を施し御題目を唱えて大切に当本を奉護し現當の所願成就を祈るべきと云う意と考える。「五藤五聖霊」とは何を意味するか定かではないが、光長寺蔵『白表紙』[46]中の延慶四年辛亥（一三一一）二月十五日の棟礼の写し「奉造立一間四面佛殿」の大工左近允の下に

「藤権守充吉」「藤三良大夫吉光」「弥四郎影光」「又五郎吉守」の名が見える。施主「藤」一族の事を指すのであろうか。書写の浄業は光長寺の一大事業として施主が財施で支えていたのかも知れない。

所相伝僧の花押の上に見える「大」の字、花押に重なる字を「輔」とすると僧の名前は「大輔」であり「大輔阿闍梨日円」と特定できれば日法聖人の弟子名である。

いずれにせよ、日法聖人はこの写本を明らかに後世光長寺に伝来させる意志を有されていた事が明白である。『山門申状』も他の筆写本も自らの研鑽、子弟の教育の為に書写せられたと拝されるが、同時に門流布教の重要な一翼を担いつつ、後世に正法を伝えようとする日法聖人の強いご意志を表明しておられるのである。

更に付記しておくと、『要文集』が宮崎英修氏指摘の「光長寺蔵『念仏者追放宣状事』と混同されて内容理解も混乱があるのではないか」という岡元錬城師のご指摘の件、光長寺に『念仏者追放宣状事』なる文書は存在せず、ご指摘の通りかも知れないが日向師の『金綱集』にも載録され、「日法写本云々」の文言より、日法聖人筆写『御法門御聞書』の内容が正式に伝わらず右の書名が一人歩きしたのかも知れない。『御法門御聞書』は既に刊本として世に公開されているものである。混乱があってはならない。

㈢ 『佛法傳來記』の真の筆者、題名と伝来とは

『山門申状』に多くの紙数を費やし、今『佛法傳來記』については要点のみを挙げて結論に至りたい。既に筆蹟の個々の比較に於て、『佛法傳來記』は宗祖御真蹟とは考えられず、正に日法聖人の筆蹟であると論稿を進めて来た。

されば『佛法傳來記』が文永六～七年頃の宗祖御真蹟とする説に対して、既に当論稿の「問題点の所在」の項で

挙げた点に二、三の私論を述べさせて頂きたい。

先ず「紙背の「一代五時図」も宗祖御真蹟で文永初年の筆跡に違いない」との中尾堯教授の御説である。次に示す如く文字を比較しても宗祖筆蹟とは大きな差があるのである。師と仰ぐ宗祖の御真蹟を裏返して日法聖人が自ら写本する事はあり得ない。日法聖人が写本した用紙の一部は用の済んだ消息等の反故紙であり、宗祖の御真蹟は格別の重宝であった事は当時も同様であろう。

因みに最も特徴的な「為」の文字を紙背の『四種十二因縁者』（所謂『一代五時図』）と『立正安国論』により比較して例示すると次の如くである。

為の文字比較　（○内数字は丁数）

『佛法傳來記』筆跡　第五紙紙背

『立正安国論』宗祖筆跡

次に問題となるのは「当紙背（『一代五時図』）は宗祖が巻子本に仕立てられたものに書写され数年後に冊子本に仕立てられ、『佛法傳來記』が書写され日法聖人に授与された」とする中尾教授の御説[47]である。

紙背文書は継目上に文字は無く、横に引かれた線も殆ど連続しない。各紙の折目である中央部分には第十四紙紙背以外にどの一紙を見ても文字は無い。巻子本であった場合、行間が平均的に書き進められると考えれば、余白部分が一紙と推定される中央部分毎に存在するのは不自然である。小西徹龍教授の論稿に「修行者の行法を記した紙面を裏返して冊子を造った上で『佛法傳來記』や『釈教録』を書写した。冊子本を裏返して順序を変えずに新たな冊子本としたのは改装に携わった人物に紙背となる文章をも残そうという気持があった為だろう」と推定されている。[48]

冊子本が改装されて『佛法傳來記』が筆写されたのは間違い無いと思われるが、論じた如く日法聖人が真の筆者として現実に浮上した場合、日法聖人がその上に『傳來記』を筆写した用紙（紙背文書）はやはり反故紙の可能性が考えられ、必要に近い枚数を成した十三紙分（現在紙背文書のある部分）は或いは既に正本（完本）が有り必要度を減じた為、新たな筆写本の用紙に供された可能性もあろう。

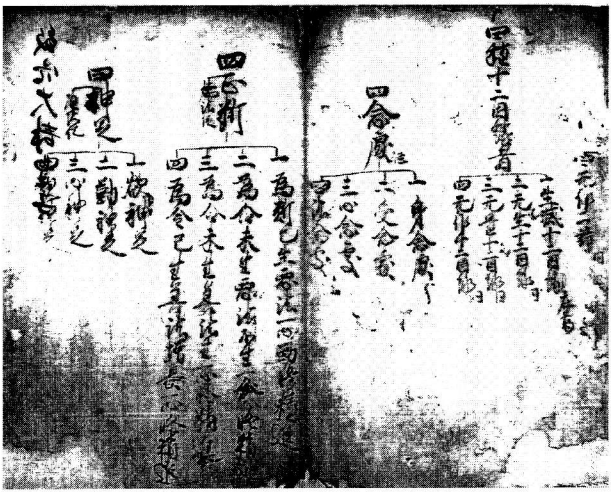

『佛法傳來記』紙背文書

中山法華経寺（若宮の富木師）と中老僧日法聖人の関連、日弁聖人と日法聖人の関連により光長寺に住した日春・日法両聖人の真筆写本が当寺に伝存する事は伝来経路について他の推論よりも確実であり信憑性も高いと考えられるのである。

もう一つ重大なのは『佛法傳來記』の真の題名の問題である。江戸期、巻子本に改装時の「日寛」と読める継目黒印を有する現在の巻子本の題簽に『佛法傳來記』とある為、その呼称を用いているが当本、第二紙（内題）には『日本國佛法渡事』とある。明和『霊宝扣』と光長寺宝物管理委員会の題名の表記は各々『日本佛法傳来記』と『日本国佛法渡次第記』であり少しづつ名称が異なっているのである。因みに身延山に伝承される『大聖人御筆目録』（『意師目録』）には「日本佛法傳來之事」、『身延山久遠寺御霊寶記録』（慶長八年『乾師目録』）には「日本國佛法渡次第事」と見え『身延山久遠寺蓮祖御真翰入函之次

第』（慶長十年『遠師目録』）には「日本佛法傳來事」とあり、「御書并御聖教目録」（『筵師目録』）には「日本佛法傳來次第事」と見える。

しかし、既に私論を述べたが最も重視しなければならないのは筆者（書写者）が表記した題名を以てその書の名称とするのが妥当ではなかろうか。

当本の第十七紙は巻子本に改装の時、巻末に貼り付けられたように見える一紙である。この一紙には「仏法渡次第記　釈日法（花押）」とある。これは本来表紙（第一紙表）であったと思われ、「次第」の部分に墨が付いており、後代の墨色と思われるが、当本の現在の第一紙に浸みている形が似ているのと同時に左上部分の本紙欠損の形状が酷似している事から、この一紙は表紙の下に在った元の第二紙表ではなかったかと推定される。更に現状第二紙との関連性無き内容から或いは表紙の補強の為の反故紙ではなかったかとも推定され、他の例にては日法聖人筆写『四信五品抄』の表紙には表裏に自ら雑記された文字が見られる用紙が用いられている。

されば日法聖人自ら記した題名は『仏法渡次第記』で、これが本来の名称であるのではないかと考えるものである。現状第二紙にある『日本國佛法渡事』は内題と見るべきである。そして現状の第一紙も筆蹟より日法聖人直筆であり、他筆は含まれていないと考える。

五、結び

光長寺蔵『要文集』『佛法傳來記』の真の筆者と題名の伝来について考察したが、長い年月の間に両書には様々の評価が与えられて来た。そして近年、その評価が定着したかに拝されたが日法聖人文書の研究の過程で再確認の

必要性を痛感するに至った。

『要文集』の筆者は「断じて日法聖人にあらず」と強調された稲田海素氏説もあり、既に過去に筆蹟鑑定は行われているという見解もあるが、具体的に如何なる比較対照を以て如何なる根拠を以て結論づけられたかの文献は拝見していない。日法聖人の筆蹟の変化は単純には捉えられず書写された原本に近接して書かれた部分は模写の感すら有る。そして筆法が確立するまでには相当の年月を要し、変化していると拝察される。しかし日法聖人の年代を問わず独得の筆法が特定の文字に現れる事に注目した。

宗祖の筆蹟は自由闊達、雄渾にして古来の書法の基礎の上にそれを昇華した独得の迫力を有している。日法聖人の筆蹟は律儀にして淳朴、文字に変化があり書写原本に影響される面があるやに感じられる。能筆であるがぎごちなさが残る部分や筆法と言うより書き癖と思われる部分が有り、晩年の完成された文字に至って安定感が見られる。

今回の論述は宗祖と日法聖人の文字群の比較により、『要文集』も『佛法傳來記』も宗祖の筆蹟に類似する部分はあるものの分析の結果、これが日法聖人の筆蹟にあてはまるものであろうと結論づけるに至ったのである。

部分的に宗祖又は日法聖人の筆蹟があるとする見解に対しても今は否定せざるを得ない。

そして両書の題名についても、日法聖人自らが記した部分が存在し述べ来たる如くこれを重視すべきであると主張したいのである。即ち『要文集』が『山門申状』であり『佛法傳來記』が『仏法渡次第記』であるべきと考察したのである。

更に伝来については光長寺に格護される日春・日法両聖人の他の筆写本に記録が残るように五十年に亘って諸御書、要文が筆写され、布教、教育に資されると共に、日法聖人により永く護持供養されるべき意図までが明示されている文書がある。従って『山門申状』は宗祖の御真蹟が日法聖人の許に避難分散所持されたものでもなく、身延

山から流出したものでもないと判断される。同時に『仏法渡次第記』も日法聖人が宗祖から直授されたものとは考え難い。

今論では両書とも日法聖人筆写本であると特定したので、成立年代は文永ではなくもっと後代のものであると主張して置きたい。日春聖人の弘安五年（一二八二）十月十日の書写文書が光長寺蔵で書写の年号の見える最古のものであり、日法聖人筆写本にては正和五年（一三一六）六月の『後五百歳合文』が年号が記される初期のものである。元徳三年（一三三一）八月の『撰時抄下』が後期のものである。『山門申状』も『仏法渡次第記』も筆蹟より見て『後五百歳合文』より以後、『撰時抄下』より以前、特に書き癖の顕著な「羅」の文字の分析に限れば、『御法門御聞書』『大般涅槃經要文』の年代の筆法に類似していると見る事ができる。厳密には更に分析を要する点ではある。

八品門流の源流を成す日法聖人文書の研究にはまだまだ解明されねばならない点が多い。宗祖の御遺志伝承に力点を置いた草創期の先師の研鑽の御事績に誤解無きよう浅学を顧みず一歩なりとも史実に近づきたいと念ずるものである。『要文集』『佛法傳來記』御研究の先師先学の御著述に学び、諸賢各位のご教示を乞い、史料閲覧にご協力賜った光長寺御当局や各方面に感謝の意を表しつつ擱筆致します。

合　掌

註

(1) 『ご真蹟にふれる』 中尾堯　日蓮宗新聞社　平成六年三月　一三〇頁
(2) 『日蓮宗新聞』平成五年五月二〇日　中尾氏稿『ご真蹟にふれる』
(3) 『ご真蹟にふれる』前掲　一二八頁
(4) 『古文書研究』第三九号　小西徹龍氏稿　日本古文書学会編　平成六年　六六頁
(5) 『桂林學叢』第一七号　法華宗教学研究所編　平成一一年　八九頁
(6) 『古文書研究』第三九号　六九頁、『桂林學叢』第一七号　九五頁
(7) 光長寺什物修復事業の記録に「修復勧進之沙門廿四世日寛（花押）延寶三乙卯九月吉祥日」の文字が見える。
(8) 『日本佛教史』第二巻　中世篇之一　第二部　辻善之助　昭和三五年　四一頁
(9) 『大崎学報』八九号　昭和一一年　稲田海素「祖書鑽仰史談」第四回
(10) 『史学雑誌』二八編　第三号　大正六年　姉崎正治「史料としての日蓮上人遺文」
(11) 昭和定本『日蓮聖人遺文』第三巻　二二九七頁
(12) 『桂林學叢』第一七号　小西氏稿　九六頁
(13) 『ご真蹟にふれる』前掲　一三三頁　小西氏説も同ずるが「但第一紙に表装されている部分の筆者については日春・日法聖人の筆かとも考えられるが、現在は不明である」とされる。『桂林學叢』第一七号　九五頁
(14) 『ご真蹟にふれる』前掲　一三七頁
(15) 『日蓮聖人遺文研究』第三巻　『金吾殿御返事』考補遺(二)—光長寺蔵「山門奏状」公開に縁して—　岡元錬城

山喜房　平成八年　六六五頁

(16) 前掲書　六七七頁

(17) 前掲書　六七七頁

(18) 前掲書　六八六頁

(19) 前掲書　六八七頁

(20) 『日蓮聖人御霊蹟』所収「日蓮聖人の生涯と宗教」宮崎英修監修　講談社　一九八一年

(21) 『棲神』第五五号「朝師御書見聞の一考察」中條暁秀　昭和五八年　三一、三四頁

(22) 『日蓮聖人遺文研究』第三巻　六八七頁

(23) 『日蓮宗事典』日蓮宗宗務院　昭和五六年　四九六頁

(24) 『日蓮聖人遺文研究』第三巻　六八七頁

(25) 『ご真蹟にふれる』前掲　一三〇頁

(26) 『桂林學叢』第一五号「日法聖人文書の研究（一）」拙稿　平成六年　一三五～一五〇頁

(27) 『立正安国論』第二四紙は慶長六年中山十四世日通師の模写である。『顕戒論縁起』巻上の七丁裏「一葉來」～一〇丁裏「未了心源」、一四丁表「最澄闍梨」～一六丁表「未原昔天竺」、一九丁裏「治部省」、二〇丁表「右僧就」～二五丁表巻末まで他筆。

(28) 『日蓮聖人真蹟集成』日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編　立正安国会蔵版　法蔵館　昭和五二年

(29) 『古文書研究』第三九号　六七頁

(30) 『ご真蹟にふれる』前掲　一二九～一三〇頁

(31) 前掲書　一三二頁

(32) 『定遺』第三巻「念佛者令追放宣旨御教書集列五篇勘文狀」二二七一頁

(33) 『定遺』第三巻　二二六〇～二二六一頁

(34) 『國書總目録』第三巻　岩波書店　昭和五二年　八六四頁

(35) 『山門申狀』南北朝時代延文三年寫　巻子本　楮紙　縦二七・七、横一一九三・二、三二紙　京都・東寺関連資料参照は本能寺執事長桃井晋城氏のご協力を得た。

(36) 『康永四年山門申狀』東京上野帝國圖書館所藏　明治四一年六月影寫了「告申　衆徒御中　天龍寺急速可有破却事」より文面は始まる。

(37) 『日蓮宗宗学全書』一巻　四一七頁『定遺』第三巻　二七三九頁

(38) 『日蓮聖人遺文研究』第三巻　六七〇頁『日蓮聖人研究』第二巻　二八三頁　山川智應氏はこれらを「祐師又はその前代の日高師の時に傳写せしめたものと認められる」としている。

(39) 『大聖人御筆目録』（身延意師目録）『定遺』第三巻　二七四三頁
①寺門戒壇望山門停止之奏狀一巻
②山門之兩門跡没収之訴訟之奏狀一巻
③山門之奏狀一巻

(40) 『日蓮聖人遺文研究』第三巻　六七三頁

(41) 前掲書　六七六頁

(42) 『日蓮宗の成立と展開』中尾堯　吉川弘文館　昭和四八年　一三七頁

(43) 『桂林學叢』第一六号　『明文抄』に関する小西氏論稿、『永仁四年具注暦』に関する太田晴道氏論稿あり。

(44) 『桂林學叢』第一七号　拙稿「日春聖人文書の研究（一）」二〇六頁

(45) 署名花押は本紙の破損があるが、本文文字は日法聖人と判ぜられる。『近世日蓮宗出版史研究』の著者冠賢一氏は「奥書の花押は日法の花押ではない」とされる（同書二九七頁）が、花押は巻子本に改装時裏返しにされた可能性が強い。「南無妙法蓮華経」の文字比較の為『後五百歳合文』の末尾部分を写真図示。

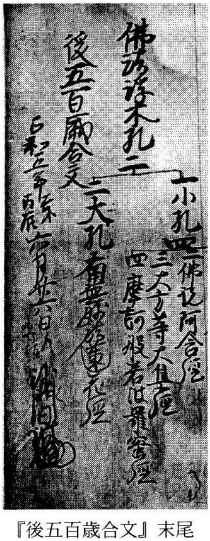

『後五百歳合文』末尾

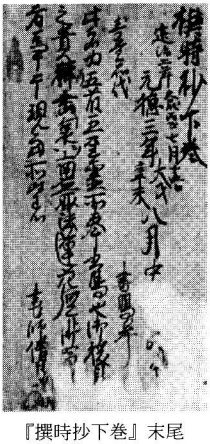

『撰時抄下巻』末尾

(46) 『白表紙』は江戸中期光長寺古記録集で、光長寺佛殿最古棟札の写し記事は冒頭に記される。

(47) 『ご真蹟にふれる』前掲　一三六～一三七頁

(48) 『桂林學叢』第一七号　小西氏稿　九四頁

別表①　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

A 安 の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

『佛法傳來記』

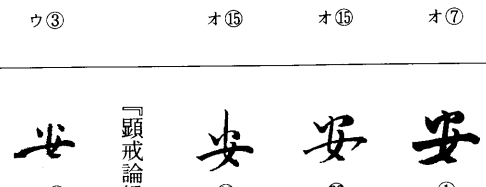

宗祖筆蹟

『立正安国論』

『顕戒論縁起巻上』

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

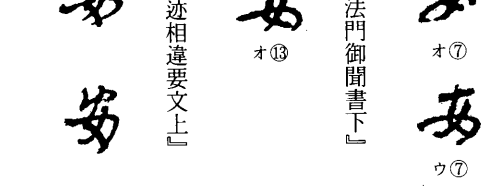

『御法門御聞書下』

『本迹相違要文上』

『観心本尊抄』

オ⑪

ウ⑭

『曽谷入道殿許御書』

上巻 ⑲

上巻 ㉑

上巻 ㉖

下巻 ⑬

下巻 ⑭

下巻 ⑯

『四信五品抄』

⑩

『秀句十勝抄』

中巻 ④

中巻 ⑧

中巻 ㉝

中巻 ㉝

下巻 ⑱

『本迹相違要文下』

『和漢朗詠集下』

『撰時抄下』

オ㉔

『大田抄』

『四信五品抄』

『貞観政要』北山本

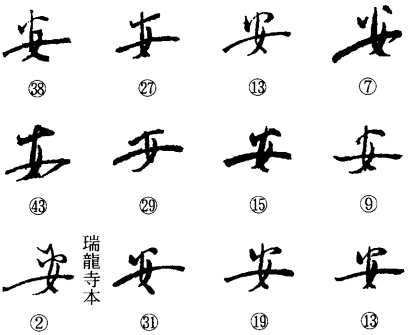

『後五百歳合文』

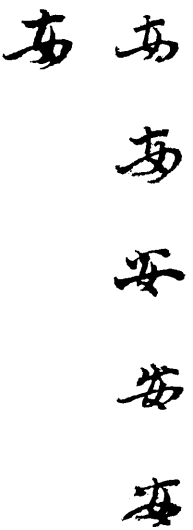

『持戒無戒事』

『天地三才之巻』

別表②　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

B　意の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

オ②　ウ③

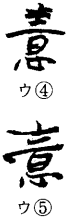
ウ④　ウ⑤

オ⑥　ウ⑫

『佛法傳來記』

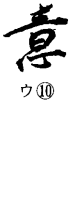
ウ⑩

宗祖筆蹟

『立正安国論』

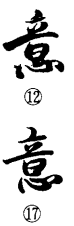
⑫　⑰　⑳

㉚　㉝

『顕戒論縁起巻上』

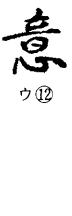
ウ⑫

『観心本尊抄』

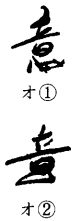
オ①　オ②　ウ⑤

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

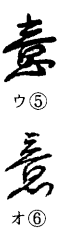
ウ⑤　オ⑥　オ⑭　オ⑮　オ⑮

オ⑯

『御法門御聞書下』

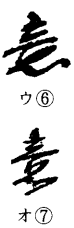
ウ⑥　オ⑦　ウ⑧　オ⑨　オ⑨

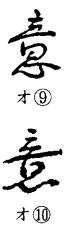
オ⑨　オ⑩　ウ⑪　ウ⑫　ウ⑫

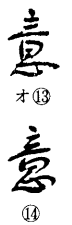
オ⑬　⑭　オ㉒　オ㉕　オ㉗

意 ウ⑩ 意 オ⑪ 意 ウ⑪

意 ウ⑪ 意 オ⑫ 意 ウ⑫

意 ウ⑫ 意 ウ⑮

『曽谷入道殿許御書』

意 上巻 ④ 意 上巻 ⑮ 意 上巻 ㉒

意 下巻 ⑩

『四信五品抄』

意 ③ 意 ③ 意 ⑥

意 ⑩

『本迹相違要文上』

意 意 意 意

『本迹相違要文下』

意 意 意 意 意

意 意

『撰時抄下』

意 ウ⑥ 意 オ⑫ 意 ウ⑱ 意 オ㉗

『四信五品抄』

意 意 意 意

意 意 意

『貞観政要』北山本

意⑩ 意㉑ 意㉑

意㉖ 意㉗ 意㉘

『秀句十勝抄』中巻

意③ 意④ 意⑯

意㉑ 意㉒ 意㉒

下巻

意㉕ 意⑭

『撰時抄』四巻

意⑰

『後五百歳合文』

意意意

『和漢朗詠集下』

『大田抄』

『大般涅槃經要文』

『真言宗所立義要文』

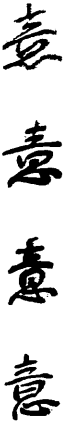

『無益外道行集』

別表③　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

C　院　の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

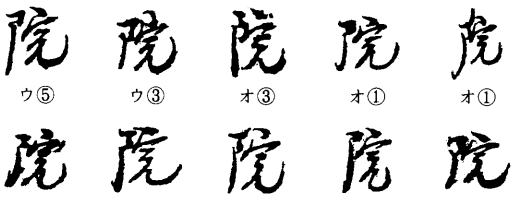

宗祖筆蹟

『立正安国論』

『曽谷入道殿許御書』下巻

『貞観政要』北山本

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聞書下』

『持戒無戒事』

『撰時抄下』

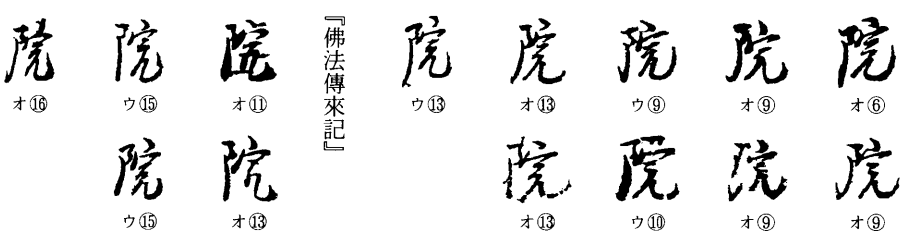

『佛法傳來記』

『強仁狀御返事』

⑤

『四信五品抄』

⑫

『撰時抄』

三巻 四巻

⑭

⑨

四巻

⑭

四巻

⑮

四巻

⑮

『和漢朗詠集下』

『大田抄』

『天地三才之巻』

別表④　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

D　我の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

宗祖筆蹟

『立正安国論』

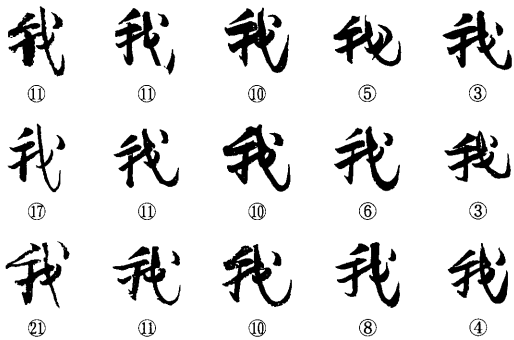

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

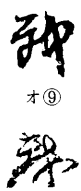

『御法門御聞書下』

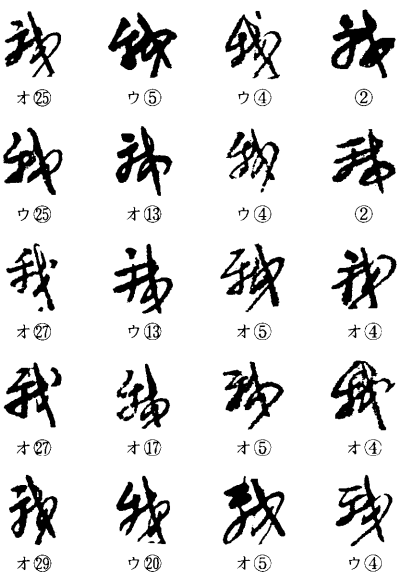

『佛法傳來記』

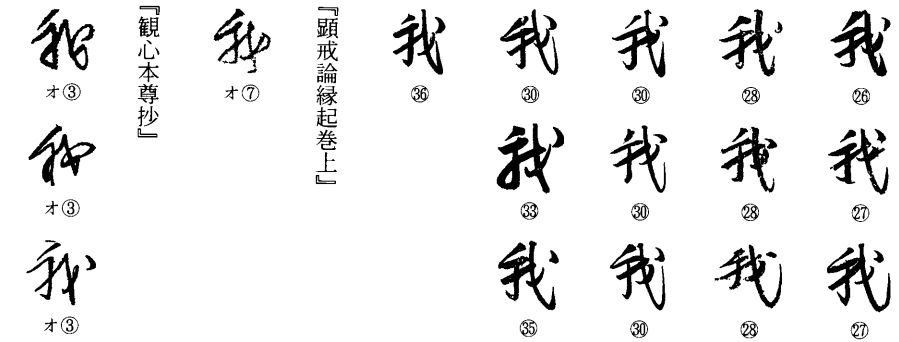

『顕戒論縁起巻上』

『観心本尊抄』

『本迹相違要文上』

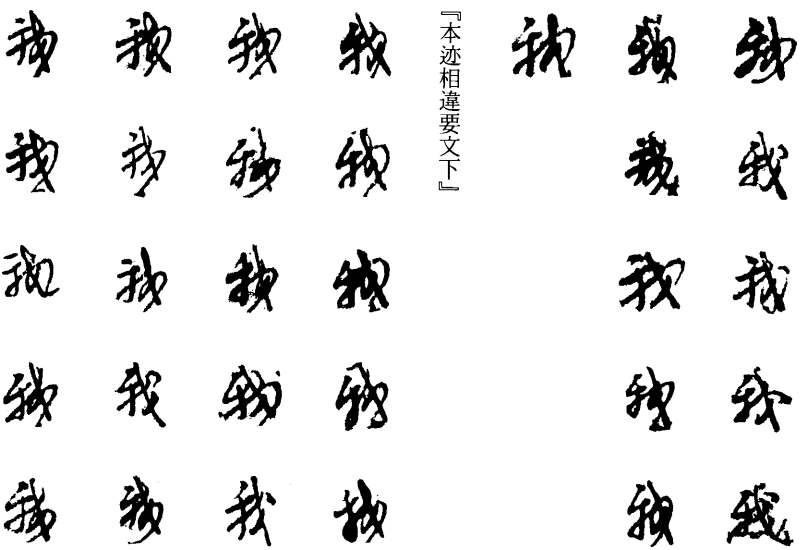

『本迹相違要文下』

『撰時抄下』

『四信五品抄』

『後五百歳合文』

『曽谷入道殿許御書』
上巻
上巻
上巻
上巻
上巻
下巻
下巻
下巻
⑤
⑦
⑲
⑳
⑦
㉕
㉖
⑭
『四信五品抄』
⑥
⑥
⑨
⑩
⑪
オ⑯
ウ⑯
『華厳宗所立義要文』
『和漢朗詠集下』
『大田抄』
『持戒無戒事』

『貞観政要』北山本

『秀句十勝抄』

『法華取要抄』

『撰時抄』

『大般涅槃經要文』

『真言宗所立義要文』

『無益外道行集』

別表⑤　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

E　既の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

オ①

オ②

宗祖筆蹟

『立正安国論』

①

④

⑱

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

オ⑭

二巻

⑲

三巻

⑯

四巻

⑩

四巻

⑭

五巻

⑪

『諫暁八幡抄』

㉜

㉜

㉝

『天地三才之巻』

ウ③
ウ③
オ⑪
ウ⑫
ウ⑬
ウ⑭
オ⑮
ウ⑮
オ⑰
『佛法傳來記』
ウ③
オ⑥
オ⑩
オ⑩
ウ⑩
ウ⑪
⑳
㉚
㉛
『觀心本尊抄』
ウ⑤
ウ⑥
オ⑩
ウ⑪
『曽谷入道殿許御書』
上巻
⑦
上巻
⑬
下巻
⑥
下巻
⑪
下巻
⑱
『撰時抄』三巻
⑨
『御法門御聞書下』
ウ㉓
オ㉚
『本迹相違要文上』
『本迹相違要文下』

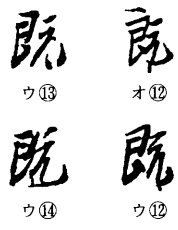

『法華取要抄』

『秀句十勝抄』

『貞観政要』北山本

『大般涅槃經要文』

『華厳宗所立義要文』

『大田抄』

『撰時抄下』

『天地三才之巻』

別表⑥　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

F　作の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

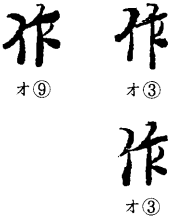

宗祖筆蹟

『立正安国論』

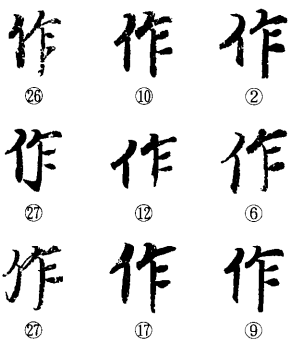

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

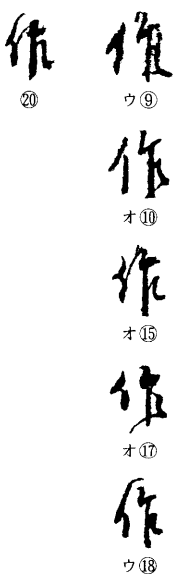

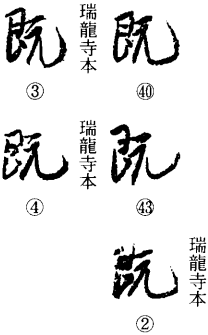

『顕戒論縁起巻上』

作 ウ⑥
作 ウ⑦
作 ウ⑪

『観心本尊抄』

作 ウ②
作 オ⑫
作 ウ⑫
作 オ⑬

『曽谷入道殿許御書』

上巻
作 ⑮
下巻
作 ④
下巻
作 ⑯

『四信五品抄』

作 ⑥

『御法門御聞書下』

作 オ④
作 オ④
作 オ④
作 オ④
作 オ④
作 オ④
作 ウ④
作 オ⑥
作 オ⑪
作 オ⑪
作 オ⑪
作 ウ⑫
作 ウ⑫
作 ウ⑫
作 オ⑤
作 オ⑤
作 ウ⑤
作 ウ⑤
作 ⑮
作 オ⑯
作 オ⑰
作 オ⑲
作 ウ⑳
作 オ㉑
作 オ㉑
作 ウ㉑
作 ウ㉑
作 ウ㉑
作 オ㉙
作 オ㉙
作 オ㉙
作 ウ㉙
作 ウ㉙
作 ウ㉙
作 ウ㉙
作 ウ㉙
作 ウ㉙
作 オ㉚

『貞観政要』北山本

作 ⑫ 作 ⑫ 作 ⑮

作 ㊱

『秀句十勝抄』

中巻 作 ⑦ 中巻 作 ㉜ 下巻 作 ①

下巻 作 ③

『撰時抄』五巻

作 ⑪ 作 ⑪

『本迹相違要文上』

作

『本迹相違要文下』

作 作 作 作

作

『撰時抄下』

作 ウ④ 作 ウ⑰ 作 ウ⑰ 作 オ㉖ 作 オ㉖

作 オ㉝

『四信五品抄』

作

『後五百歳合文』

作

『華厳宗所立義要文』

作作作作

作作作

『和漢朗詠集下』

作作作作

作作作作

『大田抄』

作作作

『持戒無戒事』

作作作作作

作作

『大般涅槃經要文』

作作作作作

作作作作

『真言宗所立義要文』

作作作作作

作作作作

別表⑦　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

G 地 の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

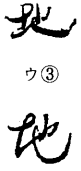

ウ③　オ⑩

宗祖筆蹟

『立正安国論』

①　①　②

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

ウ⑨　オ⑩　ウ⑭　ウ⑭　ウ⑭

『無益外道行集』

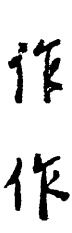

『天地三才之巻』

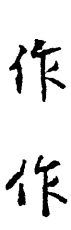

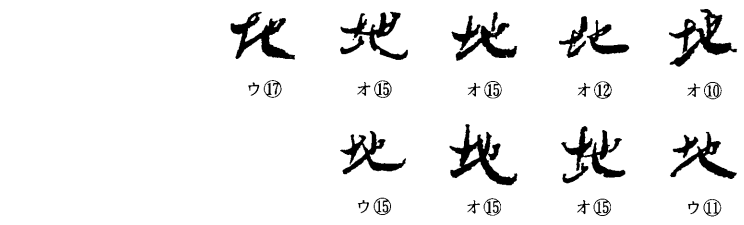

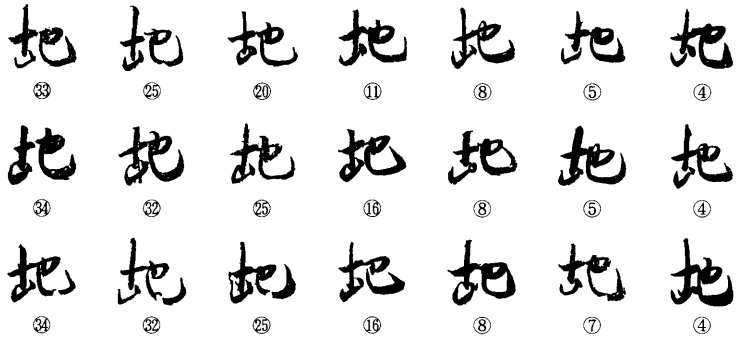

『御法門御聞書下』

『本迹相違要文上』

『本迹相違要文下』

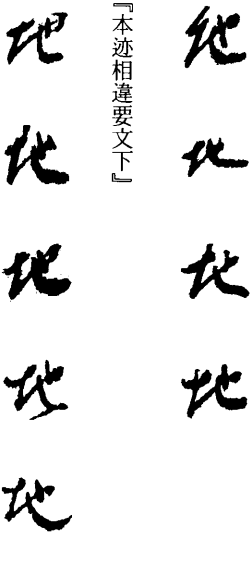

『顕戒論縁起巻上』

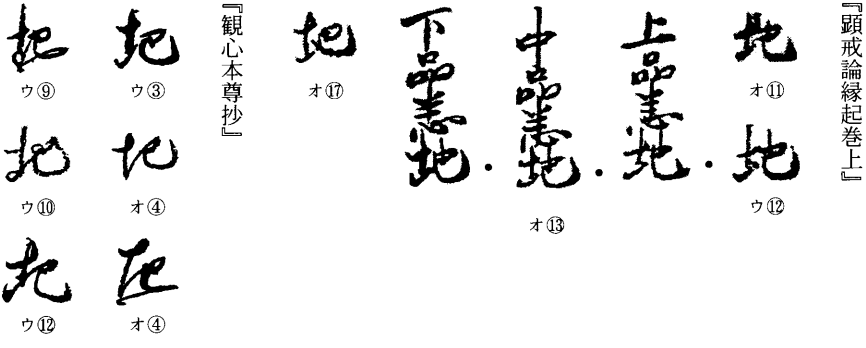

オ⑪ ウ⑫ オ⑬ オ⑰

『観心本尊抄』

ウ③ オ④ オ④ ウ⑨ ウ⑩ ウ⑫

『大般涅槃經要文』

『撰時抄下』

『曽谷入道殿許御書』上巻

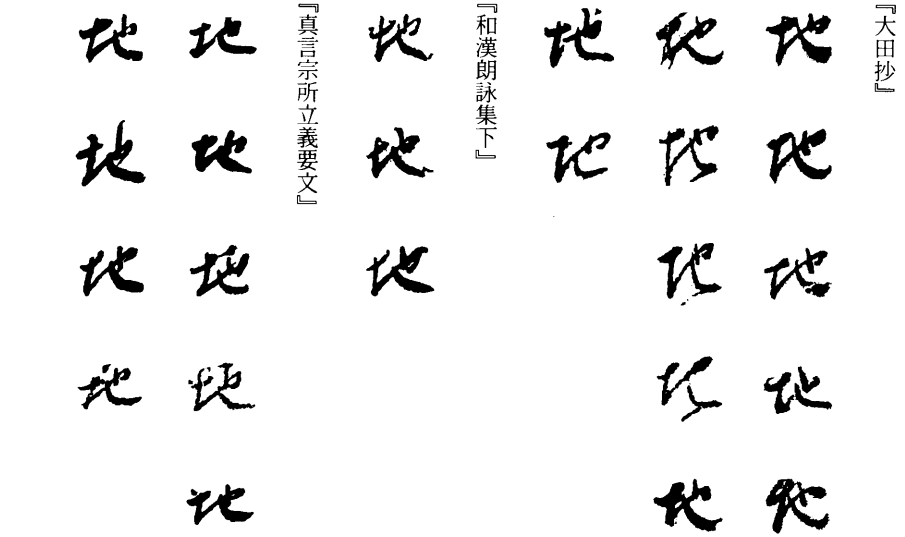

『大田抄』

『和漢朗詠集下』

『真言宗所立義要文』

『曽谷入道殿許御書』下巻

⑫ ⑫ ⑬

⑭ ⑱

『撰時抄』

二巻 ④

二巻 ⑨

四巻 ⑯

『法華取要抄』

⑯ ⑲ ㉒

『秀句十勝抄』

上巻 ⑨

上巻 ⑨

中巻 ⑧

中巻 ⑪

中巻 ㉚

中巻 ㉝

『後五百歳合文』

『持戒無戒事』

『華厳宗所立義要文』

『無益外道行集』

中巻 ㉝

下巻 ①

下巻 ①

下巻 ⑰

『貞観政要』

瑞龍寺本

北山本 ⑦

『諌暁八幡抄』

㉓

㊸

㊸

㊸

㊸

㊸

『天地三才之巻』

別表⑧　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

H　如の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

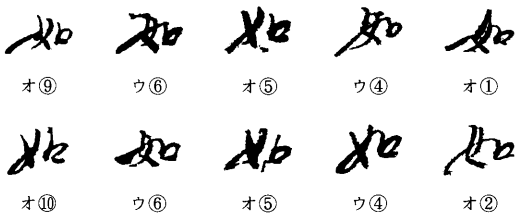

宗祖筆蹟

『立正安国論』

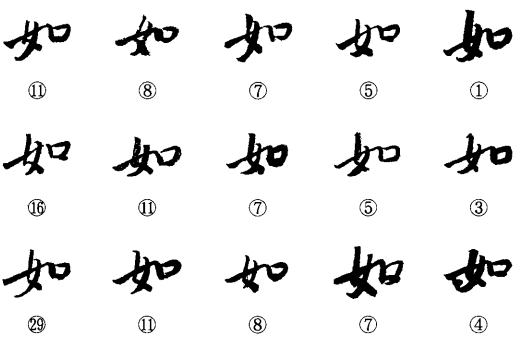

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

『御法門御聞書下』

『本迹相違要文上』

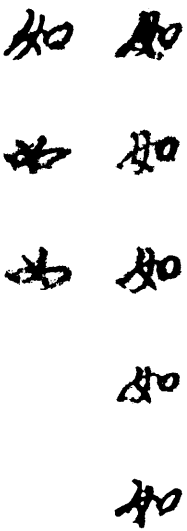

オ⑩
オ⑩
オ⑩
オ⑬
オ⑭
ウ⑬
オ⑩
ウ⑧
ウ⑧
ウ⑮
オ⑩
オ⑯
『佛法傳來記』
㉙
㉚
㉝
オ⑥
オ⑥
オ⑬
『顕戒論縁起巻上』
オ⑰
ウ⑲
オ①
オ②
ウ①
オ②
『観心本尊抄』
オ②
オ⑤
ウ⑤
オ③
ウ⑥
オ⑧
ウ⑧

『本迹相違要文下』
『無益外道行集』
『和漢朗詠集下』
『持戒無戒事』

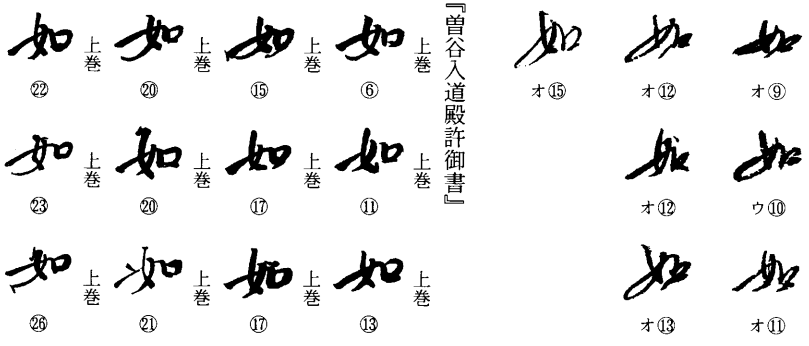
オ⑨
ウ⑩
オ⑪
オ⑫
オ⑫
オ⑬
オ⑮
『曽谷入道殿許御書』
上巻 ⑥
上巻 ⑪
上巻 ⑬
上巻 ⑮
上巻 ⑰
上巻 ⑰
上巻 ⑳
上巻 ⑳
上巻 ㉑
上巻 ㉒
上巻 ㉓
上巻 ㉖

『華厳宗所立義要文』
『大般涅槃經要文』
『撰時抄下』
オ②
ウ⑬
ウ⑱

下巻 ①
下巻 ⑬
下巻 ⑱

『撰時抄』三巻
③
⑦
⑨

『法華取要抄』
⑧
⑫
㉒

『四信五品抄』
⑤
⑧
⑨
⑨

『大田抄』

『四信五品抄』

『後五百歳合文』

『真言宗所立義要文』

『秀句十勝抄』

上巻 ⑨

中巻 ⑩

中巻 ⑩

中巻 ⑩

中巻 ⑬

中巻 ⑭

中巻 ⑭

中巻 ⑭

中巻 ⑮

中巻 ㉑

中巻 ㉕

中巻 ㉛

『貞観政要』北山本

⑫

㉙

㊱

㊷

㊸

『無益外道行集』

『天地三才之巻』

別表⑨　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

Ⅰ　年の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

宗祖筆蹟

『立正安国論』

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

『御法門御聞書下』

オ⑧
ウ⑪
オ⑫
オ⑬
ウ⑬
オ⑮
オ⑮
オ⑮
ウ⑧
ウ⑪
オ⑫
オ⑬
オ⑭
オ⑮
オ⑮
ウ⑮

『顕戒論縁起巻上』

オ②
ウ④
オ⑦
オ⑫
ウ⑯
オ⑰
ウ⑲
ウ③
オ⑤
オ⑦
オ⑬
ウ⑯
ウ⑱
ウ④
オ⑥
オ⑪
ウ⑯
オ⑰
オ⑲

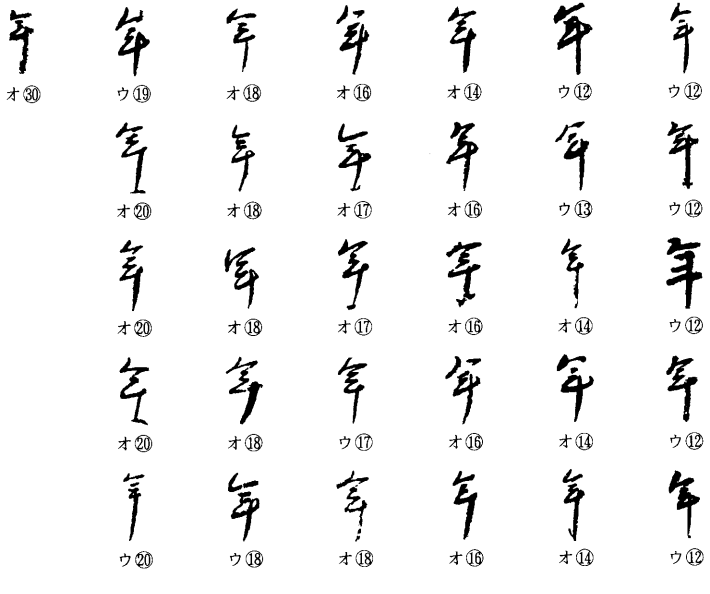
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑫
ウ⑬
オ⑭
オ⑭
オ⑭
オ⑭
オ⑭
オ⑯
オ⑯
オ⑯
オ⑯
オ⑯
オ⑯
オ⑰
オ⑰
オ⑰
ウ⑰
オ⑱
オ⑱
オ⑱
オ⑱
オ⑱
ウ⑱
ウ⑲
オ⑳
オ⑳
オ⑳
ウ⑳
オ㉚

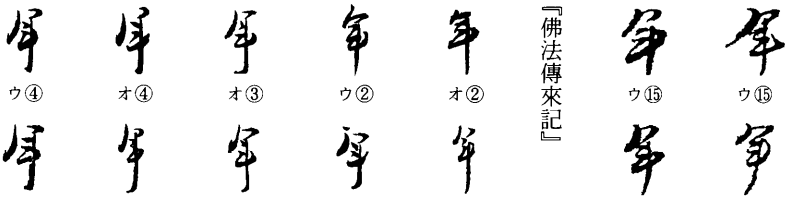

『佛法傳來記』

『観心本尊抄』

『曽谷入道殿許御書』

『本迹相違要文上』

『本迹相違要文下』

上巻 ㉒
下巻 ⑩
下巻 ⑭

上巻 ㉒
下巻 ⑩

上巻 ㉓
下巻 ⑪

『四信五品抄』

① ⑨ ⑪

⑪

『貞観政要』北山本

⑤ ⑧ ⑩

⑲ ㉑ ㉖

『撰時抄下』

ウ④ ウ⑫ オ⑰ ウ⑰ オ⑱

ウ⑲ オ㉔ オ㉔ オ㉖

『四信五品抄』

『後五百歳合文』

『和漢朗詠集下』

㉗ ㉙ ㊵

瑞龍寺本

㊶ ㊻ ②

『秀句十勝抄』中巻

① ⑧ ⑪

『法華取要抄』

④ ⑱ ⑲

⑳ ㉓

『撰時抄』

一巻　一巻　三巻

⑦ ⑦ ⑤

『大田抄』

『大般涅槃經要文』

『真言宗所立義要文』

別表⑩　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

J　非　の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

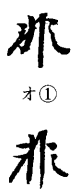

宗祖筆蹟

『立正安国論』

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

三巻　⑨　三巻　⑧　三巻　⑭

四巻　⑭　四巻　⑭　五巻　⑪

『天地三才之巻』

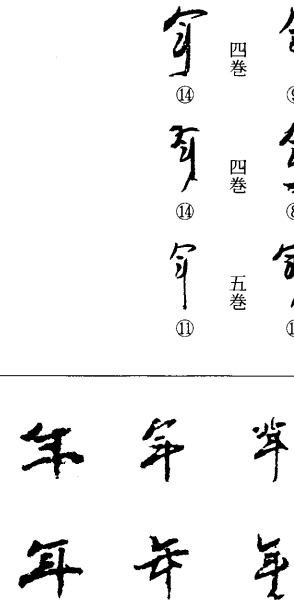

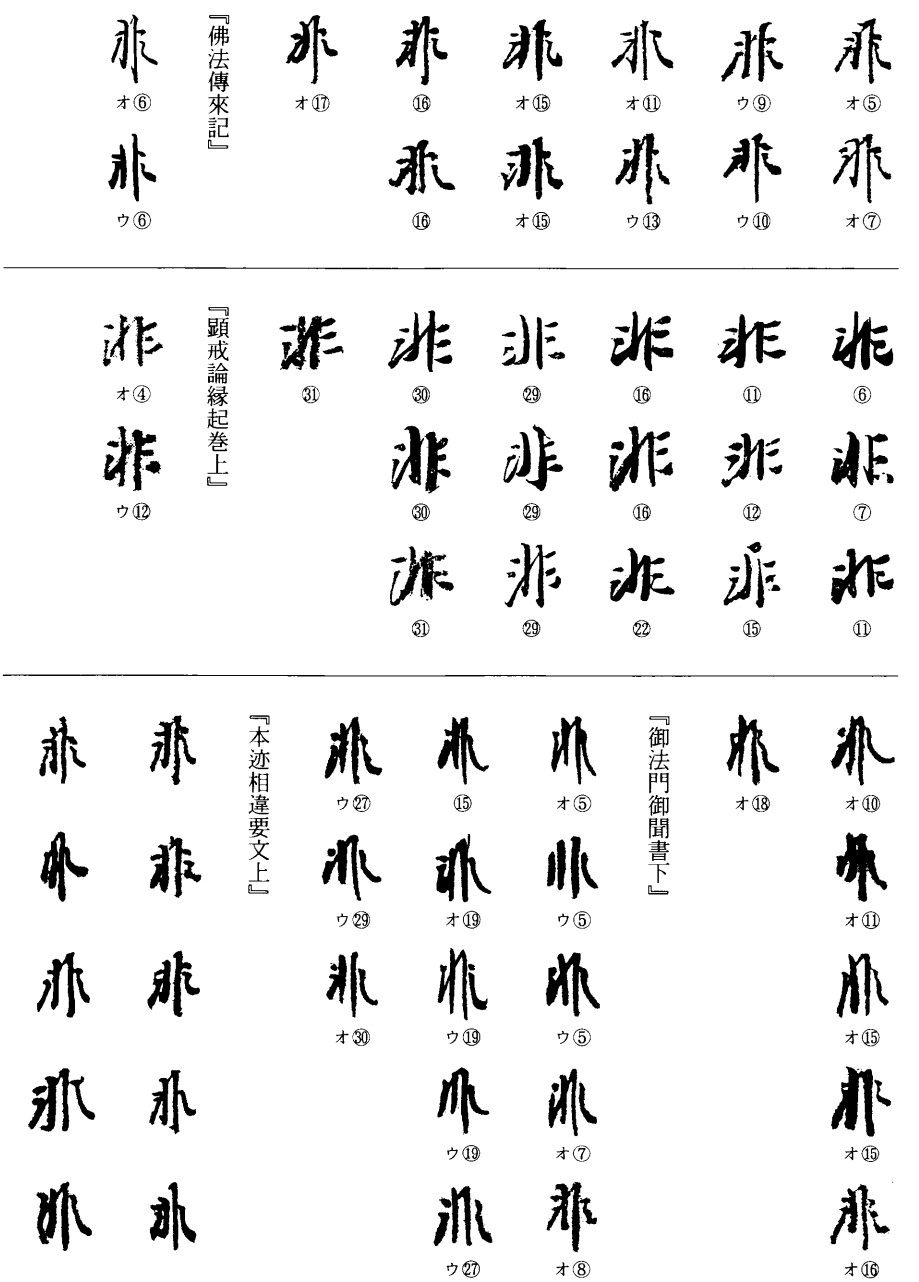
オ⑤
ウ⑨
オ⑪
オ⑮
⑯
オ⑰
オ⑥
オ⑦
ウ⑩
ウ⑬
⑯
オ⑮
ウ⑥
『佛法傳來記』
⑥
⑦
⑪
⑪
⑫
⑯
⑯
⑯
⑫
⑮
⑯
⑲
⑲
⑲
⑲
㉙
㉙
㉙
㉙
㉚
㉚
㉛
㉛
オ④
ウ⑫
『顕戒論縁起巻上』
オ⑩
オ⑪
オ⑮
オ⑮
オ⑯
オ⑱
『御法門御聞書下』
オ⑤
ウ⑤
ウ⑤
オ⑦
オ⑧
⑮
オ⑲
ウ⑲
ウ⑲
ウ⑦
ウ㉗
ウ㉗
ウ㉙
オ㉚
『本迹相違要文上』

『観心本尊抄』

『曽谷入道殿許御書』上巻

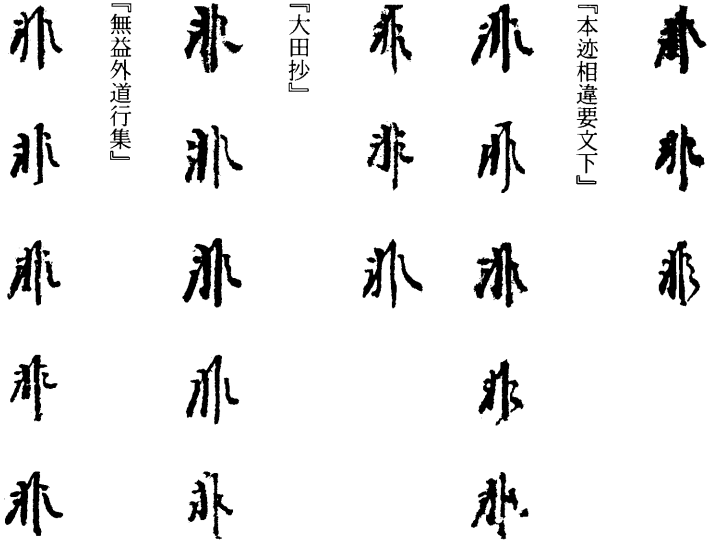

『本迹相違要文下』

『大田抄』

『無益外道行集』

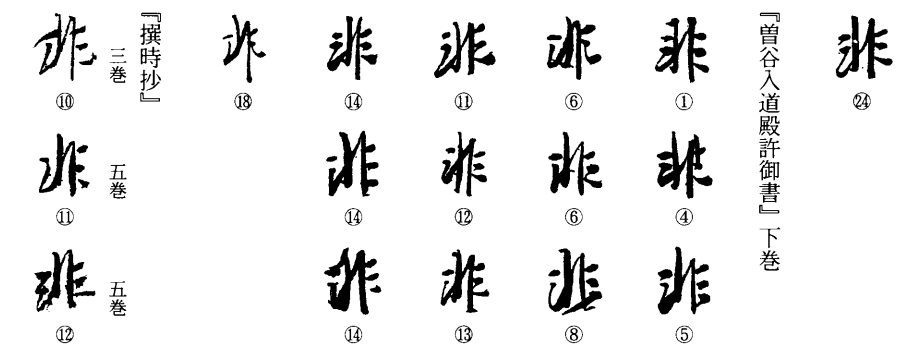
『撰時抄』
三巻
五巻
五巻
⑩
⑪
⑫
⑱
⑭
⑭
⑭
⑪
⑫
⑬
⑥
⑥
⑧
①
④
⑤
『曽谷入道殿許御書』下巻
㉔

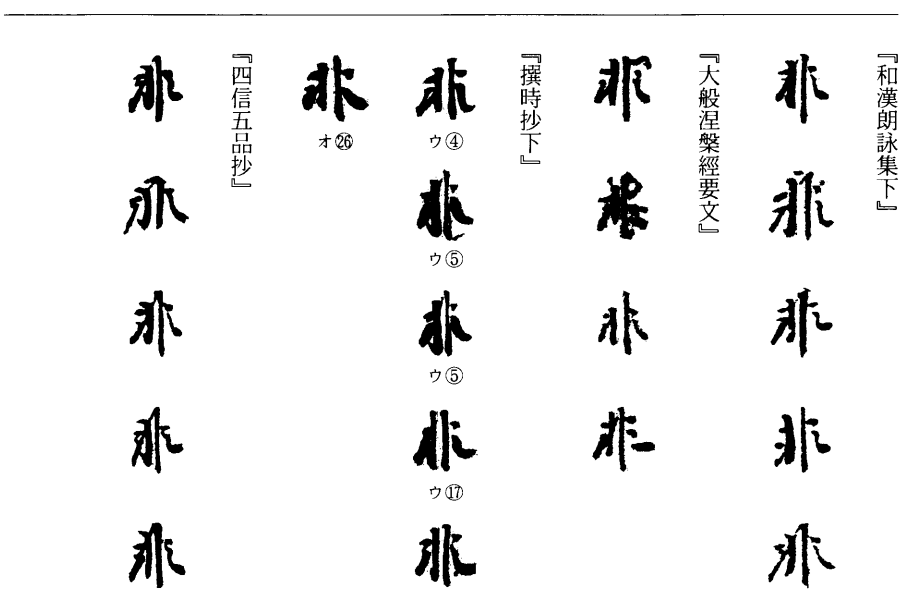
『四信五品抄』
オ㉖
『撰時抄下』
ウ④
ウ⑤
ウ⑤
ウ⑰
オ㉖
『大般涅槃經要文』
『和漢朗詠集下』

五巻 ⑫

『法華取要抄』

④ ⑥ ⑥

『四信五品抄』

⑩ ⑩ ⑫

『秀句十勝抄』

中巻 ⑲ 中巻 ㉒ 中巻 ㉛

中巻 ㉝ 下巻 ② 下巻 ⑪

下巻 ⑪ 下巻 ⑫

『後五百歳合文』

『持戒無戒事』

『華厳宗所立義要文』

『真言宗所立義要文』

別表⑪　（○内数字は丁数、オ＝表・ウ＝裏）

K　蘿　羅　の文字比較

光長寺二文書筆蹟

『要文集』

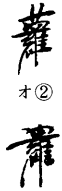

宗祖筆蹟

『立正安国論』

日法聖人筆蹟（光長寺文書）

『御法門御聴書上』

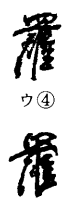

『貞観政要』北山本

『天地三才之巻』

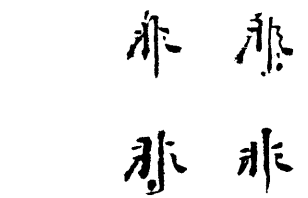

ウ⑦
ウ⑭
ウ⑰
『佛法傳來記』
オ⑧
ウ⑧
ウ⑧
ウ⑧
⑩
⑪
⑪
㉑
㉕
㉕
㉕
『顕戒論縁起巻上』
オ④
オ⑬
オ⑬
オ⑬
ウ⑬
ウ⑬
オ⑭
オ⑭
オ⑭
オ⑰
オ⑰
ウ⑱
ウ⑱
『御法門御聞書下』
ウ⑩
ウ⑪
オ⑫
オ⑬
オ⑬
オ⑬
⑭
オ⑯
オ⑯
オ⑰
オ㉗
『本迹相違要文上』
『本迹相違要文下』

『観心本尊抄』

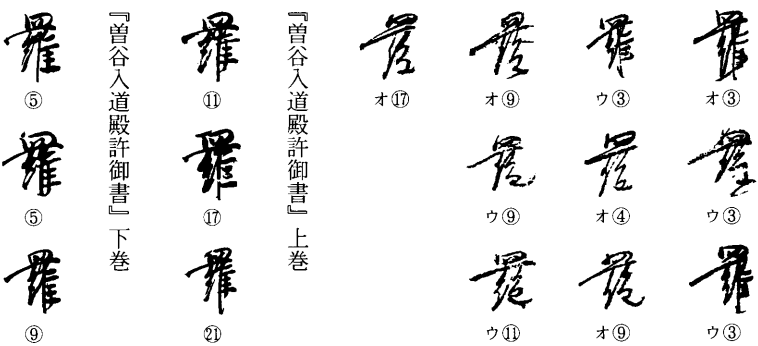

オ③　ウ③　ウ③　オ④　オ⑨　オ⑨　ウ⑨　ウ⑪　オ⑰

『曽谷入道殿許御書』上巻

『曽谷入道殿許御書』下巻

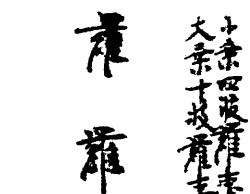

⑪　⑰　㉑　⑤　⑤　⑨

『和漢朗詠集下』

『大般涅槃經要文』

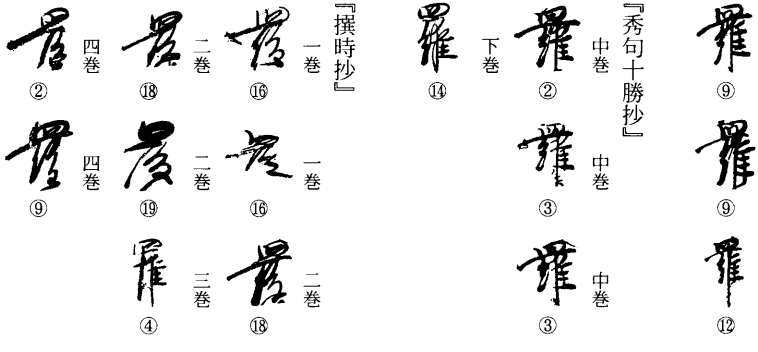
⑨
⑨
⑫
『秀句十勝抄』
中巻
②
中巻
③
中巻
③
下巻
⑭
『撰時抄』
一巻
⑯
一巻
⑯
二巻
⑱
二巻
⑱
三巻
④
四巻
②
四巻
⑨

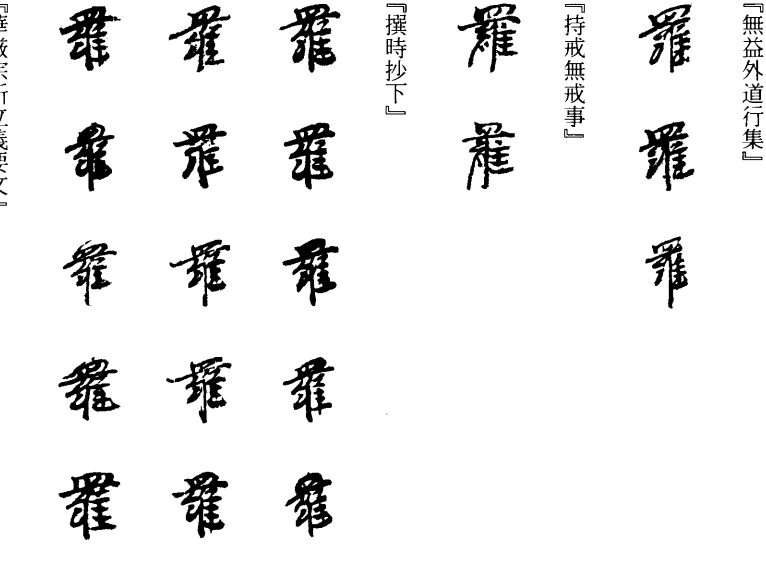
『無益外道行集』
『持戒無戒事』
『撰時抄下』
『華厳宗所立義要文』

『法華取要抄』

羅 ⑤ 羅 ⑤ 羅 ⑱

羅 ㉒

『諌暁八幡抄』

羅 ㉜ 羅 ㉜ 羅 ㉝

『真言宗所立義要文』

羅 羅 羅 羅 羅

羅 羅 羅 羅 羅

羅 羅 羅 羅 羅